

## 長野県治水・利水ダム等検討委員会 第15回郷土沢川部会議事録

開催日時 平成14年12月21日(土)午後1時30分から午後4時55分まで

開催場所 豊丘村保健センター(下伊那郡豊丘村)

出席委員 竹内部会長以下15名中13名出席(植木委員、池野(洋)委員欠席)

### 開 会

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたので、ただいまから長野県治水・利水ダム等検討委員会第15回郷土沢川部会を開催いたします。開会に当たりまして竹内部会長にご挨拶をお願いいたします。

竹内部会長

皆様ご苦勞様でございます。年末の土曜日ということで、しかもお寒い中お集まりいただきまして大変有難うございました。第15回の部会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。前回の部会におきましては治水・利水検討委員会に報告します部会報告の作成について、部会長案を作成いたしまして委員の皆様事前に周知をし、本日修正した報告案で論議をするという事をご決定を頂きました。本日は12月6日に開催されました検討委員会で、郷土沢川部会に関する財政ワーキンググループから報告がありました内容を、事務局から主要な点について述べていただきます。またどの案で決定するのかの手法についてアンケートまたは住民投票という意見があったわけですが、住民投票に関するメリット、デメリットについても説明を頂く予定になっております。報告が終わりましたら皆さんからの意見を反映した部会報告を作成、最終的に決めていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を頂きますようお願いを申し上げます。なお12月25日に検討委員会が開催されるわけですが、その部会報告を最終的にさせていただくということになって、その予定で作業を進めてまいりたいというふうに思っております。また報告事項ですが、12月6日に開催されました検討委員会では、前回論議されました内容について特に財政ワーキングからの論議の中で、部会の中で論議されたことが今回の財政のプログラムを示されたわけですが、どのように反映されていくのかについて、一応私共としてもご要望を申し上げて、あるいは住民投票あるいはアンケートという手法についても論議されているということもご報告申し上げまして、また次回検討委員会で検討されるということになっております。本日大変限られた時間での会議でありますけども、地元流域住民の皆さんに関わる大事な事柄でありますので、皆様の忌憚のないご意見ををお願いをし、また議事進行に対しましてご協力賜りますようお願いを申し上げまして簡単ですがご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いを致します。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。ただ今の出席は15名中12名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立いたしました。なお吉川達郎委員は若干遅れるというご連絡を頂いております。それと議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思っておりますが、資料1として報告案、資料2こ

れは財政ワーキンググループからの報告ということでございます。資料3として住民投票についての資料ということですので確認をお願いしたいと思います。それでは部会長議事進行のほうをお願いしたいと思います。

## 議 事

### 竹内部会長

それでは議事に入ります。まず本日の議事録署名人を指名いたします。池野隆彦委員と川中島委員さんお願いを致します。次に報告事項に入りますが12月6日、第18回検討委員会で行われました財政ワーキング報告について説明をお願い致します。前回までに財政の内容については部会にて報告がしてあります。財政、今回出ましたプログラム、県のプログラムについて検討委員会の中で各部会でも説明を詳細に受けるかという話があったんですけども、当部会については前回ある程度の概要についてはですね、財政の方針を含めてプログラムに示された大枠については一応説明を行ったということで、検討委員であります、またこの部会委員でもあります皆様方と相談して、詳細については送らせていただいたということでご理解を頂きたいというふうに思います。それでは事務局の方をお願い致します。

### 新家治水・利水検討室企画員

検討室新家です。それでは部会資料の2を御覧頂きたいと思います。12月6日の検討委員会におきまして財政ワーキンググループから報告された資料でございます。治水に関しましては既に郷土沢川部会の第13回にて、ワーキング報告がしてあります。また利水に関しましては財政内訳につきましては前回第14回にて資料を提供してございます。ただし今回の財政ワーキンググループの中で利水に関しまして、維持管理費を含めさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。また今回の説明は総括部分から入らせていただきます。3ページを御覧頂きたいと思います。1 治水対策案について、(1)ダムによる案、費用の総額はダム+河川改修案が約113億円である。長野県の負担分(一般財源)については、ダムが約26億円、河川改修案が国庫補助事業で実施した場合約6億円、県単独事業で実施した場合約18億円である。(2)ダムによらない案、部会で提案された応急河川改修案を県単独事業で実施した場合、長野県の負担分については約8億円である。また、別紙(2)のとおりダムを中止した場合、長野県の負担分は算出できる範囲で最大約11億円である。なお過年度利用起債の繰上償還等については不明である。2 利水対策案について、(1)ダムによる案、ダム案は初期投資の場合約24億円であり、100年換算の場合約92億円である。ただし利水者負担分(起債借入分の内交付税措置されない分と村費分)だけを見ると、初期投資の場合約11億円、100年換算の場合約47億円である。(2)ダムによらない案、ア 転用案、転用案は初期投資の場合約21億円であり、100年換算の場合約113億円である。ただし利水者負担分だけ見ると、初期投資の場合約10億円、100年換算の場合約61億円である。イ 除去施設案、除去施設案は初期投資の場合約25億円であり、100年換算の場合約144億円である。ただし利水者負担分だけ見ると、初期投資の場合約11億円、100年換算約80億円である。申し訳ございません。ダムによらない案の転用案、除去施設案というのは、2ページの2利水対策案についてというところでちょうど中段でございます、利水については、計画通りの上水道需

要量とし、別紙3のとおりダムによる案として、ということでここにダムによらない案として部会の方でも審議しております豊丘村南部簡易水道水源として取水が予定されている虻川の水量の一部を北部簡易水道へ転用する、これを転用案と言っております。また除去施設案につきましては、新たな井戸による水道水源を確保し硝酸・亜硝酸性窒素を除去する施設を伴うもの、これを除去施設案ということによっておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

竹内部会長

今ご説明ございましたけど、何かご質疑ございますでしょうか。はいどうぞ、川野委員さん。

川野委員

3ページのこの下の方なんですけど、初期投資の場合7約25億の7っていうのはちょっと分からない。

新家治水・利水検討室企画員

説明不足で申し訳ございません。7は削除しておいてください。関係ございませんので。

川野委員

この数字はいらない、約25億円という捉え方で。

竹内部会長

はい、松島委員さんどうぞ。

松島(信)委員

同じく除去施設案のところ、報告書の方の中に除去施設を全ての井戸に設置するというような表記があったと思います。それは特に部会で全ての井戸に設置するというようなことは議論されなかったと思うんです。これは一体どういう数字で出しておるんでしょうか。つまり林なら林の一番問題になる所へ設置すれば良いんだらうと、こういうように理解しとる私の立場ですがどうなっておるんでしょうかね、この試算の時には。

竹内部会長

私も苦になって調べてみたんですが、財政ワーキンググループの別紙3を御覧頂きたいんですけど。前回も出てきて論議した中身なんですけど、これが一応深い井戸に頼る不足分という真中の所に出ている部分、2基、4基とかですね出てる部分とかあるんですが、いずれにしてもトータル、これよく見ますと全部除去施設がついているという試算の基に計算されている数字なんですよね。ちょっとこの辺豊丘村さんの方でお願いします。

海谷食品環境水道課水道係主査

食品環境水道課です。除去施設のこの考え方ですが、これについては特に北部簡水においては

以前、硝酸・亜硝酸の計量の変化ということで、グラフを村の方から提示させていただいたものについて見ますと、全ての井戸について右肩上がりになっていると、硝酸・亜硝酸が基準値を越える可能性が充分考えられるということでいずれ必要になるというものを想定いたしまして、全ての井戸に必要という考えで設置を検討してきました。それによって試算されたものがこの数値でございます。以上です。

竹内部会長

はいどうぞ、松島委員さん。

松島（信）委員

ですからですね、こういう非現実性を帯びたものを金額として出しちゃうと、その金額が全く必要であるような一人歩きをするわけですね。で、ダムみたいに割合とはっきりと建設にはこれだけ掛かるとか利水者負担はこれだけだと分かっているものはそれで良いと思うんですけども、こういう予測されるようなものを最大限に見積もるといふことで予算を出すということは現実性にほど遠いわけですね。それをどう考えるか、どう今後も議論するかということに大きな疑問を感じます。

竹内部会長

はいどうぞ。

海谷食品環境水道課水道係主査

ただ今のご質問に関しまして、別紙4の利水施設に要する費用という所の欄外にですね一応米印と致しまして、上記金額は概算であり実施の施工時期、施工条件等により変更の可能性がありますと、いうことを明記してございます。確かにすぐ必要なかということとは可能性としては無いかもしれませんが、ただ実際に、いつどのような状況で水質が変化していくかということを経済予測の中で、実際は水質の悪化が右肩上がりに上昇しているということですので、可能性としては設置する可能性があるというものを含めまして試算してあります。そういう可能性も含めまして。以上です。

竹内部会長

はい、松島委員さん。

松島（信）委員

確かにそういう説明は説明としてはあるんでしょうけども、非現実的な数値ですね。もう一点非現実的な数値があるんですが、今すぐ除去装置を設置するならば1基当たりいくらというのは現在使われている例えば長崎県辺りの施設を参考にして計算できると思うんですね。でも静岡県なんかが実施しておる除去施設は、額がそれよりずっと安いわけですね。一桁位違うんですね。それが例えば来年とか再来年後に実用化されるとするならば、この除去施設に関わる基本的な設備

費というのはずっと安くなっちゃうわけですね。右肩上がりといって概算されとるといって、逆にその除去施設の設備費というのは今度右下がりですね。今後の見通しからするならば、そういうことをたくさん費用が掛かるというような事でくくっているわけですから、報告書としてはあまりいただけるものではないと思います。

竹内部会長

報告書のところでまた文章上の表現はですね、この中で論議して決めていただくことですので、1基当たりの今平均単価は出ますか。施設の規模に応じて違うと思うんですけど、何か平均的にはというような表現が取り入れられるかどうか、そういうことですね。1基当たり明確になれば。

海谷食品環境水道課水道係主査

一応他の施設を参考に致しまして、1基当たり1億5000万、一応全て建屋から施設その他含めまして約1億5000万で試算してございます。ただこの試算値がどの位精度が高いかというのは、なかなかなんと実際に設置してみないと分からないものでして、あくまでも参考数値ということなんです。

竹内部会長

はい、松島委員。

松島（信）委員

この問題はですね、部会長さんは財政ワーキングですから、検討委員会で検討するときにはもう一回やはりたき直して頂きたいと思うんです。現実合うような案として。そうしないと今部会で議論したり検討委員会で議論することがやっぱり財政の問題が非常に大きい比重を占めますね。そういう時に将来に明るさが見えるような検討材料を出していかないとですね、やっぱり良くない筈ですね。これはちょっとってというような、こんなにお金が掛かっちゃうととてもお金が出ないよってというようじゃ困るわけですから、その辺の見通しをやっぱりつけて行かないと、というようなことを一番懸念しますので、再検討して頂きたいと思うんです。

竹内部会長

今までの財政ワーキングもそうですし、私も客観的に今までの論議を踏まえた上でやっている話ですから、今までこの論議の中で、皆さんからご論議頂ければ良いと思うんですけども、ここここは付けるべきであるというような議事になっていないんですよね。ですから今までの経過というのは全部付けるというような資料が13回目の時に出されまして、それに基づいて審議されたものを蓄積の上、全部試算されたということですので、ですからその事は今日の報告書の中で皆さん方で、ではそれを全体に付けるのか、あるいは個々に絞るのかそういうことも含めて論議頂いて決めて頂くと。ですから今日その話が具体的に出了のは私の記憶では初めてといたしますか、具体的に絞った話は、抽象的な論議はありましたけども。それはですからそういうように言われ

ても、ここで論議して頂いて今日最終報告をどうするかということで決めて頂きたいということだけお願いしておきたいと思います。他に資料についての質問ございますでしょうか。はい、どうぞ丸山委員さん。

#### 丸山委員

今、松島委員さんの言われた点は、実はこの部会長さんの報告案に対して何かご意見ありませんかという確認の電話を頂いたんですけども、その折に私もその点についてちょっと話をさせて頂いたんですけども、この報告書の書き方っていう形で行くと確かに先程説明がありましたけども、若干でも右肩上がりが総体的な今の状況であるから将来的には全部必要になるっていう、それも可能性がないっていうことではないかと思うんですけども、現実問題として例えば治水について考えても緊急的な河川改修案という形で部会の中でお願いして出てきたものについて実際私たちが考えたものは、こういう形でも何とかとりあえず今の所出来るのかなっていう、そんな形で緊急対策案というものについても部会の委員の皆さんが捉えたのかと思います。そういうことから考えるとあのままの表現でいってしまうと私やっぱり松島委員さんの言われたように、全部が全部完全に必要になってきてしまう、そればかりに頼って最初に手を挙げておかなければどうしようもないというような捉え方になってしまうと思うんですけども、先程部会長さん、そんな話は具体的に今までなかったというお話なんですけども、最初全部に付けるっていう話が出たときに私もいくらかその辺の事を質問したのを覚えているんですけども、基本的に右肩上がりのものが、ずっと右肩上がりになっていくという危惧も当然あるわけなんですけども、逆にどこかで下がりになる部分も出てくるっていう可能性も当然あるわけで、その汚染原因であるとかその対策であるとか、そういった適切なものを考えていくことが出来れば、当然そういった要素も出てくるわけですから、この報告案の中でもそういったことははっきり謳っているわけですので、そういうことから考えると、後にもきっと論議していただけたらと思うんですけども、基本的にまず応急的な部分から考えればやはり林水源それから新林水源についても基準値かなり厳しい部分の所まで来ているわけですから、とにかくその点についてはダムなしで行くという前提であれば当然そういったものを考えていかなければ乗り切れないということはもう歴然とした事だとは思いますが、将来において必要になる、その辺の表現はどのような形にしたら良いのかちょっと私も皆さんのご意見を頂いてまとめていければいいと思うんですけども、将来においては汚染がもっと進むことが危惧される、その場合にはこういった形のことも想定されるっていうような意味合いの捉え方での部分もいくらか加えて頂くような形の中で考えていけば良いのかなって感じがします。それと部会の中で折々私も言ってきたつもりなんですけども、こういった例えば補助事業であるとかそういったものがとにかくいっぺんこっきりみたいな感じでぱっとそれが上がったときに、そのときに考えられる全てのものを全部手を挙げておかないともうその次には来ませんよみたいな感じの今までのそういった事業の在り方だったと思うんですけども、そういったものはこれからは改めていくべきで、とにかく一番緊急的なものそれからその次になるくらいのもの、そういったものっていうのは地元として一番はっきりデータ等も掴めるわけですので、そういったものを段々段々取り入れていけるようなその事業の体制っていうものをやはり国も含めて県でも考えて頂きたいと思いますし、そういった形を考えていけば今年掛けてこれだけの枠を取っ

やうという形じゃなくて、とにかく最低ここの部分については今本当に必要なんだということで取り入れさせて頂いて、その後について付随してくる心配な部分とかいったものについては継続的に状況を見ながら進めていけるっていうような事業の進め方みたいなものっていうものも、是非一つ県としても考えて頂きたいなというそんな気がします。

竹内部会長

他にございますか。はい、松島委員さん。

松島（信）委員

同じく転用案のところの初期投資の場合とか、100年換算の場合とかこれについての質問なんですけど、この報告の中での虻川から南部水源に水を取った場合に、南部の伴野の地下水、これを北部の方に繋いだらどうかというのが転用案だったと思うんですね。そうしました時にこの転用案の試算はどういうものに基づいてこの金額を出したかお聞きします。

海谷食品環境水道課水道係主査

それではご説明いたします。前回14回の時に出した通りでございます。南部簡水より虻川の1000m<sup>3</sup>の内の430m<sup>3</sup>の上水を連絡管に取りまして、北部の配水池に入れ林地区の方へ配水するという計画でございます。それで北部の方は林第2は廃止になりまして虻川からの河川水430m<sup>3</sup>を受けまして、あと2基の新しい深井戸によって770m<sup>3</sup>をカバーしていくという計画でございます。

竹内部会長

はい、松島委員さん。

松島（信）委員

今の説明が転用案の内容だとかこういうふうに理解するわけですが、もうちょっと聞きますけども、転用案の中には虻川から取った場合の余分に、430なら430想定したとして、それをどのように繋ぐというような試算なんでしょうか。これだって試算の仕方であんまり高くやる方法と、最低にやる方法と全然金額が違ってくると思うんですね。だから具体的にどう繋ぐかっていうことを言ってくれないと正しい表現にならないです。もう一点この転用案の中に新しい井戸、これの掘削、これも入っているという今説明でしたね。これもちょっとおかしいと思います。転用案というのはそうじゃなかったと思いますね。

海谷食品環境水道課水道係主査

ご説明いたします。この南部の水を北部へ回すこの回し方ですが、これについては南部の御手形配水池、一番北部に近い配水池です。そこから北部の木門配水池への連絡管、最短距離の連絡管を通りまして、そこから木門配水池から林地区へ配水しております。以上です。

竹内部会長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

そういうのも出ていたことは確かです。しかし最低の距離をとると、それじゃなくてつまり御手形と木門じゃなくて、伴野水源と林水源、これ約距離にして 150m位ですね、それとの差は大きいですよ。何でそんな大きい方をとるんですか。

海谷食品環境水道課水道係主査

伴野水源ですね、この井戸については南部の方の地区の了解が北部に回すことに対して得られづらいという状況ですので、虻川からの水を浄水したものを、飲める水を連絡管で配水池に送るという考えに基づいてやりました。

竹内部会長

はい、松島委員さん。

松島（信）委員

そんな事を県が判断できるんですか。伴野水源というのは井戸水ですから慣行水利権に関係ないわけですね。ですから一番最低で一番合理的な方法をとればいいということを部会でも申し上げてきたわけです。だからどうしていつもいつもそういう最大限の金額をとってくるんでしょうかね。その理由がちっとも分かりません。

竹内部会長

はい、どうぞ。

海谷食品環境水道課水道係主査

その件につきまして県が勝手に判断したわけではございませんで、村の方と話し合いを致しました中で、村の状況等踏まえてそれで確認した段階でどういう方法がより良いのかという中で検討してきております。以上です。

竹内部会長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

それは村長さんに答えて頂くしかしょうがないと思うんですよね。そんなことをまだ部会で議論している段階で、それは話し合いはまだいつている段階ではないんですから。将来的に分らないことをそんなふうには決断することはおかしいと私は思います。それともう一点先程の新井戸を、新しい地下水の井戸を掘るとい費用も入っているといたしましたが、転用案にそれが入っていると私は理解していなかったんですが、それは別のダムによらない利水案の中に転用案ともう

一つ新地下水案というようになっていると思うんですね。そういうことですからその辺の所はもし井戸が入っているとすればそれで良いんですけど、そうするとそれは何基掘るんですか。

竹内部会長

はい、どうぞ。

海谷食品環境水道課水道係主査

転用案では井戸を2基掘ります。それについての費用は試算の中に入っております。以上です。

堀本豊丘村環境課上下水道係長

豊丘村の上下水道係ですが、試算の中で井戸を2基掘る内容につきましては、場所については決まっておりましたので特定してありません。ただ統一の単価と致しまして井戸を掘る費用と想定される配水池、距離をどの井戸も一定にしまして送水管の距離、配水管に結ぶ配水管の距離をそれぞれ同じ単価を作りまして試算してございます。先程の試算案のことなんですが、伴野水源を使う想定をしなかったことについては南部簡易水道の事業変更認可の関係で地元の地区より予備水源として残しておくという約束のことから、伴野の水を林に使うことは出来ない想定から計画を盛り込みませんでした。御手形配水池から木門配水池に連絡する管につきましては、この委員会や部会の中でも話がありまして、どの委員がおっしゃったか私はちょっとはっきり記憶はございませんが、虻川の水ならこの同意の関係上であれば林の水に回すことについては無理なような形かなという意見を皆さんの話の中に出た関係上から、一番最短距離である御手形配水池から木門配水池の連絡管を結ぶという計画で試算させていただきました。以上です。

竹内部会長

はい、松島委員さん。

松島（信）委員

その件は分かりました。御手形、木門間は何mで試算してあるんですか。

堀本豊丘村環境課上下水道係長

試算資料を確認してみます。今こちらにありませんので調べてまいります。

竹内部会長

他にございますか。なければ先に進めます。それでは続きまして住民投票、アンケートのメリット、デメリットについてご説明をお願いします。

新家治水・利水検討室企画員

資料3を御覧頂きたいと思います。前回部会長より依頼がございましたもので関係資料等集めてまとめてものがございます。1 住民投票とは、ということでこれは地域住民に深く関わる

特定の問題についての賛否を有権者自身の直接投票で決めること。地方自治に基づく条例の制定が必要で、有権者の50分の1の署名があれば住民が直接請求できる他、首長や議員も請求できる。法的拘束力はない。近年は原発や公共事業を巡って全国的に住民投票を求める動きが起きているということです。それから2番目これは一般にいわれている住民投票のメリット、デメリットということで書かれております。(1)メリット、特定の政策課題に絞って、住民意志を反映させ明らかにすることができる。圧力団体の弊害を除去することができる。主権者である住民の直接の判断を仰ぐので、民主主義の理念に適する。政治への関心を高め、自治意識の向上に役立つことができる。(2)デメリット、公共性にある問題を関係地区のみで投票するため、地域エゴになる可能性がある。YES、NO いわゆる白と黒を判断ということで、必要な妥協、改善の余地がない場合がある。それから地域住民の対立を激化させる心配がある。少数派を無視する恐れがある。3番目としまして、実施する場合の課題でございます。首長や議会の十分な理解と条例制定が必要である。住民に対して情報が十分提供されないことや住民がすべて適切な判断が出来るわけではないことがある。4番目としまして、アンケート調査と住民投票との相違でございます。ちなみにアンケート調査というのは郵送とか電話によりますとかファックスとか、最近ではインターネットを利用する場合があるそうでございます。アンケート調査は住民一人一人の意志を確認するには厳密さに欠け、有効性について問題を残す場合がある。以上でございます。

竹内部会長

この点について皆さんから質疑を頂きたいと思えます。はいどうぞ松島委員さん。

松島(貞)委員

質問というか補足的な意見になってしまうかもしれませんが、私前回欠席したのでチャンスがなかったので補足したいと思っておりますが、住民投票についてはここに書いてあります通り、要するにある案件についてYESかNOか要するに賛成か反対かということだけを投票することを住民投票というふうにする訳でございますので、A案がいいかB案がいいかというのを投票するという住民投票は無いということを確認しておかなければならないと思えます。したがってそこで一点県に確認しておきたいんだけど、郷土沢ダムを建設することを賛成か反対かという住民投票を豊丘村だけで出来るかどうかという問題です。それは郷土沢ダムという話はこれは県営ダムでございます事業者が県でございます。県民が住民投票することならばそれは住民投票としての有効性は考えられますが、ダムの問題で賛成か反対かということ豊丘村民だけで住民投票をするってということが起こった場合に、県の見解はどうなんだろうかということをお聞きしておきたいこと。それから後ほど報告案が審議されますが私はそのことについてクレームつけることはございませんが、住民投票やアンケートという手法によるというふうには、住民投票とアンケートを同列視したような表現になっておりますが、住民投票とアンケートではとても住民投票とアンケートを同列したような問題ではない。住民投票ということがいかに大切なことで、アンケートと一緒に出来る問題ではないという認識を持つ事が必要だということをおもっております。したがってなんとなくですねA案がいいかB案がいいか、この案がいいかこの案がいいかっていうようなことで住民投票をするような感覚になんとか我々陥ることが多いんだけど、

そういう住民投票は無い、ある案件について賛成か反対かということでしか住民投票出来ないということを報告書でそういう言葉が入っておりますから確認しておくべきだと思っております。以上です。

竹内部会長

今のお話何かお答え、県の方で、はいどうぞ。

猿田政策秘書室主査

政策秘書室の猿田と申します。市町村レベルでの住民投票が県の政策に対してどの程度有効性を持つかという点は非常に難しい問題でございまして、例えば市町村レベルでの住民投票が国の事業をどう動かすかっていうような、全国的にそういう例があります。松島委員おっしゃるように、逆にまた全県レベルでの住民投票をやった場合に、特定の地域が受益になっているようなものに対してその受益外からの意見というのが必ずしも肯定的にこないとかそういうものもありまして、一概には言えませんが基本的にはまずその地域の住民の意志というものが実施主体である県の方にストレートに伝わるということは確かだと思んですが、それだけで全て県の行為が限定されているものでもないというそういう両方の側面を持つと考えられます。現時点で言うのはそれだけでございまして、必ず住民投票の結果がその県の施策を限定し得るものではないと同時にかなり影響されるものであるというあくまでも一般的な答えですが、そういう形になると思います。以上です。

竹内部会長

その件で参考になればですけど、この間今井一さんという全国住民投票立法フォーラムの方がいまして、私もそれに似た質問を実はこの件がありましたのでしてみたいんですが、いわゆる全県にまたがる課題につきまして特定の地域の利害に関わる課題、双方いろいろと難しさがあると。いずれにしても全県でやるのが馴染むこととあるいは特定の市町村だけで行うのが馴染むことと、そういう難しさがあると。ただその先生の言い方は何故かといえば創意工夫をする必要性があるでしょうねと、それ以上のことはちょっと聞けませんでしたけども一応そんな話もございました。一応そんなことを付け加えておきたいと思います。他にございますか。それとA、B、Cという案についていわゆる三つをやるということは、その先生いわく要するに白か黒かをはっきりさせるのが住民投票であって、要するにA B Cどれが一番投票が多かったというものは判断材料としては極めて乏しいと、要するにA案に対してBとCを足した方が多いこともあり得るでしょうと。その場合に何を選択したことになるんですかということを書いてまして、それは白か黒かあるいはこっちの案かこっちの案かどちらかを選択するのが住民投票でしょうねと。ですから当然絞らなきゃならないと、こういうことも言われてました。他にございますか。はいどうぞ。

堀本豊丘村環境課上下水道係長

それでは先程の試算の件をお答えいたします。細かい管の試算はしておりませんが、御手形配

水池から木門配水池まで 2.6 km で試算しております。

竹内部会長

よろしいですか。

川野委員

この住民投票というのが出てきた背景というのは、郷土沢川部会の結論が両論併記になったということからだと推測するわけですが、私も勉強不足であれなんです、例えばよく原子力発電所なんかを誘致するその首長、町長とか県の知事とかそういう方々が例えば原発を誘致したい場合、住民がそれに反対する運動とかそういうものが突き上がっていった結果的に住民投票に持ち込んでいくのか細かいことは分からないんですが、その首長たる豊丘でいえば村長さんが、例えば村長さん自体、村としてはダムを建設したいという場合、このダム無し両論併記になった場合、村長さんは住民投票でもってその結果を、その両論併記の中でのいくらかその権限でいか力づけていうかちょっと分からないんですが、そういうふうに持っていきたいという意志なのか、私、住民投票という権限みたいなものに怖いものをちょっと感じるんですが、住民から自然に起こってきて郷土沢川部会がこういう結論になったけどそれじゃ困るんだと、豊丘村は水のことからいろいろで。それで、住民が非常に盛り上がってきてじゃあ住民投票やったらどうかっていうそういうふうで住民投票がやられるのか、首長たる人が自分の施策に対して評価を訴えて住民投票をやるのか、そういう場合があると思うんですけども、原発を誘致するっていうのと緊迫感とかそういうのが違いますので、ダム問題その辺が私いまいち住民投票について出来れば村長さんのご意見をもう一度、お伺え出来ればと思うんですが、いかがでしょうか。

竹内部会長

はいどうぞ。

吉川（達）委員

住民投票についてであります、私この会にも何度かその言葉を言ってきたことがあります。と言いますのはやはりこれは県の事業でありまして、しかし流域の住民の皆さんはどう考えておるだろうということでこの部会を設けていただいて、地元で論議をしていただいているわけですが、その中でもなかなかこの会合を傍聴もいいよというような中で席を設けてもなかなか今までの行政のその流れという形の中で特に問題が無ければお任せをしておけばいいわ、あの人たちは委員で出とるんだから任せようという形で割合と傍聴者も少ないと。一方全てのことにあてはまるんですが、反対ってということになりますとそういうような皆さんが非常に手を取り合って声が高まるという、それが一般的な地域性かなということも感じるわけですけども、この間の公聴会から見しても 19 人の中で 6 人でありましたが、6 人が是非ダムを造ってほしいというような事でありまして、しかしその数というものを実際にこの地元でダムを造ってほしいという人たちとの希望というか比率がどうであろうと、本当にいろいろこの今までの度重なる議論の中で住民の人たちがそのような形で理解が変わってきているのかなと、要望が変わってきている

のかなというそういうことを一つ試すという意味で、そういう住民投票が必要だと感じる、アンケートあるいは、勿論重みは全然違いますけれども簡単に言えばアンケートまたは是非利水の検討委員会また県の行政の方へ本当に地元としてはこの位な比率が現在実態なんだよということを、充分わかっていただくという意味での一つの手法ではないかということをもっと考えておりますが、そういうような点で私はそういう住民投票による地元のこれだけ議論してきた中での結果がこうなんだというようなことを、明らかにする必要があるのではないかなというそういうことを思うわけですが、今日もこの資料にありますデメリット、YES、NO というような形の中で、この投票をした場合、非常にこの地域住民の今まで本当に丸く来ていたこの仲が、対立がそれによって深まってこれからの行政に影響があるということになると、また一つ心配だなというような部分もあるわけで、私が住民投票というようなことを言ってから幾人かの皆さんにも相談はしてきたわけですが、こういうような心配もあってなかなか前向きにのって来ないというのが実態でありまして、そこで今日のこの結果をまた充分捉えさせて頂いて、これからまたそれなりの機関に相談をしてまいりたいと、私自身は出来ればやった方が良いんじゃないかというそういう気持ちであります。

竹内部会長

よろしいですか。川野委員さん。はいどうぞ。

川野委員

先程も言いましたけれど、両論併記になっている所に一つ大きな根源があるっていう気がするんですが、例えばですねこれは長野県のことじゃないから県の方にお聞きしてもあれなんです、私も住民投票っていうことまでは分かるんですが、その後の例えば原発の場合は首長がどうしても原発を誘致したい、で住民投票がそれにNOと言った場合、その権限っていうかそれで原発がNOになったことは、誘致がNOになったことは勉強不足で申し訳ありませんが分かる範囲でそういう住民投票の結果が市とか町の施策を変えんというか動かすっていうことはあったのかどうか。もしお分かりになる方があればお聞かせいただきたいと思います。

竹内部会長

それでは私の方で、この間講演聴きましてですね実際に今井一さんという方は当初は逆に言うて例えば原発でも反対という立場の中でも客観的に見てきた方ですが、その方に講演頂いたんですが、いずれにしても本もいっぱい出していらっしゃる方で私も何度も読んだことありますけど、要するに全体的に住民投票っていうのは1期、2期、3期と、今言われた原発の反対とかそういうので起こってきた時代と、それからどちらかという首長さんが逆にそれを活用する時代、そして今のように合併問題で要するに賛否両論をとるといような住民の皆さんが選択しましょうと、その1期、2期、3期と言えるだろうと。1期は原発あるいは可動堰あるいは産業廃棄物の処理場反対と言う立場の人が今言われたように地方自治法に基づいて住民運動を起こしていわゆる議会にですね条例制定を求めるといようなことをやってこられたと。でその結果というのは大体は議会が否決する。ですから住民投票条例は作らないというものと、仮にやったところでは逆に原

発反対とかそっちの方が結果としては有効に原発反対というものをやった所は出てくると投票を。で結果として首長さんはいろいろあるけれどもそれに従った例が大半であると。2期というのは例えば原発を逆に裏目にとって、原発を自分たちで首長さんが呼びたいということについて逆におわかれした例もあると。それとその他に沖縄のように基地の縮小問題について県側が提案して住民投票をやりましょうと言っている場合もあると。今は逆に住民投票というのは住民運動というよりは首長さんが合併問題をやりましょうとか、あるいは議会の側からこの問題で住民投票やりましょうとかそういうことが言われている時代であると。最後にその場で言われたのは常設型住民投票条例というのは課題を定めるのではなくて、例えば県民から何割かの署名を沿えて提出があった場合には知事がうんと言おうが議会在うんと言おうことを含めないで、何割かあった場合にはもうやるんだというふうにした方が一番これからの時代良いんじゃないかという言い方はしてました。それは常設型の場合です。個別課題でなく。そんな現況のようです。ですからいろんな事をやられているようです。時代がなんか変わってきているっていうんですね。いろんなパターンがあるっていうことも。はいどうぞ、川野委員さん。

川野委員

そうすると今吉川村長さんが言われたような吉川村長さんの気持ちで住民投票をやられても、その村長さんの意思に反する例えば結果が出ることも考えられるわけですね。その場合のことまでお考えになっていらっしゃるかどうか、申し訳ありませんがちょっとまた一言。

吉川（達）委員

その反対というのは、ダムでない方法ということになった場合にはもちろん住民の合意というか多数でありますので、また原点に戻って考えるということになるかと思えますし、先程も申されましたように、村の事業ではありませんのでただ豊丘村とてこういう状態なんだという事を訴えられる一つの手段という、そういう部分でありますので、ただそういう手段だけありますので、この地域住民の対立を激化させてまでそれをやるのはどうか、激化させるようなことになった場合、そこまでやることかどうかということに非常に疑問を感じている方もおいでであるわけですし、今日のこの委員の皆さんのご意見をお聞きして、またその結果を見て最終的な私の方で提案するかあるいは住民の皆さんの有権者の1/50 あれば当然それを条例化してということになるかと思えますので、そういうことに進むのかちょっと今の所は未知数だというように考えておりますが、いずれこれは村長が提案するとしても議会の議決が必要でありますので、条例化するにはそういう点での一つのハードルというのは幾つか越えなければならないと思っております。

竹内部会長

よろしいですか。はい松島委員さんどうぞ。

松島（貞）委員

原発の話でふげんの何とかがっていう所がやったのは、あれはその誘致する所に村の土地があったのでその投票結果によって誘致しないということが出来たわけでございますが、私は今井先

生とちょっと違ひまして、住民投票は消極的な考え方を持っておるんで、ちょっとこれ意見になつたらすみません、言いたいと思つてはいるんですが、A案かB案かというのを住民投票とした時代になりつつあるという意見もありますが、私は直接選挙でその実際の長も選ばれ議員も選ばれとるといふそういう現在の間接民主主義の時代に、A案かB案かという住民投票をするようなことは現在の地方自治制度からいって良い事ではないと思つて考へております。従つて今回のもし豊丘の吉川村長さんがダムを造るのか造らないのかという政策決定をするために住民投票されるというようなことは、政策決定して白か黒か判断がついて、白か黒か決まればその方に行くつてということが明確になつてゐる課題だったら住民投票の価値はありますが、郷土沢ダムを造るか造らないかということ豊丘村で住民投票した所で、それがこうなればこういうふうにする、こうなればこういうふうにするつていう先の方向が示されておらん課題について住民投票することに、そういう課題での住民投票といふのはちょっと消極的にならざるを得ないといふふうには私考へます。これはすいません、意見なんですけども。

#### 竹内部長

よろしいですか。もう報告書の方に入つちやつてる感じもありますんで、質疑はこの辺でよろしうございますか。それでは続きまして審議に入りたいと思つてます。部会報告案について事前に報告案を配布しご意見を頂くつてということをお願いを致しました。松島信幸委員さんから何点かご指摘を詳細に頂いてありますが、まず先程出た若干の財政に関わるいわゆる施設案に対する案について今日意見を言うつていふお話を頂いてあります。その後ちょっと私も忙しくてやつたものですからちょっと文章上まずい部分もありまして、特に最後の方についてはだいたぶんかりにくかつたものですから、まとめの部分は若干中身は替わつてませんけど言い回しといふか順番を替えたりしてありますのでお含みを頂きたいと。それから今日下線を引いてある部分についてはですね、字句修正とかそういうものを皆さん全体で見てもらえた上で字の誤りとか文章表現あるいは松島さんから頂いた意見とかそういうものを加えて訂正したものを今日お出ししてあります。ですから下線が引いてあるところが前回皆さんにお配りしたものと変更されてゐる箇所であるつていふことにご理解を頂きたいと思つてます。それでこの審議の進め方ですけども、どう致しましう。一応全部読んだ上でやつていくか、読んだ上で1ページづつやつていくのか、読まないで斜線の部分がありますのでそれを見ながらやつていくか、どつちの方法を選んだらよろしいでしょうか。どう致しましう。一回事務局で読んで頂きますか。それとも下線が引いてあるから良いつていふことで進めてつたら良いでしょうか。どう致しましう。では下線の部分だけページ毎に説明を頂いた上で1ページづつやつていきたいと思つてますけどそれでよろしいですか。それでは1ページ、はじめにのところで、下線の部分だけちょっと訂正について若干事務局の方でご説明頂いた上で先へ進めていくつていふことをお願いします。

#### 新家治水・利水検討室企画員

1ページ目でございますけれども、松島信幸委員の方から6行目、百田地区で芦部川と合流しているつていふご意見ございました。ですので百田地区つていふのを入れまして、また長沢川のところにもやはり同じように合流する地点を西部地区つていふ形に変更してございます。また下線の現

在 4 箇所の用水を水源としているが、これは前段が前の時は 4 箇所の井戸水から取水しており、という形で多少の言い回しの変更をさせて頂いております。それからその下の水道水を供給しているということで前段が使用しているというだけなものですから明確な言い回しになっておりませんでしたもので、希釈して水道水を供給していると、いう形に変更してございます。それから治水とともに早急な水源確保がというのは前回は早急な水源確保が治水とともに、ということで文章の入れ替えをしてございます。それから最後に総合的な審議というのを、この部会では治水・利水対策について審議を行ってまいりましたものですから、治水利水対策についてというのを追加しております。以上です。

竹内部会長

はじめにの部分、いかがでしょうか。はい、松島委員さん。

松島（信）委員

ですから、長沢川はいいんですけども、どうして佐原川が合流しているということを入れないんですか。

新家治水・利水検討室企画員

申し訳ございません。説明不足でございました。佐原川は普通河川でございますから今回ここに明記致しましたのは一級河川ということとさせて頂きまして、松島委員さんからの佐原川という明記を外させて頂いております。

竹内部会長

一応河川の整合性を図ったという意味なんですけども。他に、はいどうぞ。

田島委員

この百田地区で芦部川と合流しているその下の項目の西部地区で長沢川と合流しと、いわゆるこの長沢川が芦部川と合流する地点は西部地区ではないと思います。これはいわゆる芝平地籍という地籍になると思うんで、西部地区というのはその上に長久保という大きな洞があるんですが、それより上の部分を西部地区というように地元の方ではそういうように認識しております。字句的なことなんですけども。

田中治水・利水検討室長

すいません、何地区と直せば良いんでしょうか。もう一度お願いしたいと思うんですけども。

田島委員

芝平地籍なら間違いないと思うんですが。小字的なことはちょっと確認出来ませんけども、芝平地籍なら間違いないと思います。

田中治水・利水検討室長

はい、分かりました。

竹内部会長

はい、すみません。芝平地区ということでもよろしゅうございますか。そういうふうには訂正をさせて頂くという事でよろしゅうございますか。有難うございました。他にございますか。はい、松島委員さん。

松島（信）委員

58年の金山地区は護岸越水による被害だと思うんですけども、どうして決壊という言葉になるんですか。

新家治水・利水検討室企画員

よろしいですか。過去の洪水被害をから始まりましてその下の4行目、近年でも昭和58年に金山地区等で護岸決壊、この決壊を松島委員さんのご意見では越水という形で意見を頂きました。ただし確かに越水しまして護岸は決壊してございまして、実際に災害復旧により護岸を新設しておりますもんですから、護岸決壊という形でそのとおり今の元の部会長案のままにさせて頂いております。それから委員さんの方から、実はその後に部会長案では城地区において床下浸水3戸ということで、これは芦部川ではないもので削除してくれということでございますので、松島委員さんのご意見のとおり削除してございます。

竹内部会長

他にございますか。それでは先に進めます。また全体の整合性の中で全体を通して何かあればまた言って頂くということで先に進めさせていただきます。次に2ページ目の部会における検討事項。これは前回とそのままになってますが、こういうことを概要で検討したということに記載しているわけですが、何かございますか。この辺はよろしいですね。それでは2の現状についてちょっと変更部分をお願いします。現状全部ですから2、3、4の頭まで。

新家治水・利水検討室企画員

まず2ページ目でございます。河川砂防技術基準（案）と、これをかぎ括弧をつけさせて頂きましてこれを何年に発行したということで、細かく昭和51年改定新版ということで細かく明示させて頂いております。それからその下のD級に区分されている。同基準に基づくということで、前回計画規模はという事で追加で同基準に基づくという形で付け加えさせて頂いております。それから現行のダム計画はということで、前回の場合これがございませんでしたけども、明確にした方が良さだろうという中で現行のダム計画はという形で直してございます。それからこれに付随する河川改修計画ということで、ダムとそれから河川改修がセットで計画という形で書いてございましたけども、分かりやすくこれに付随する河川計画はという形で修正させて頂いております。それから流下能力不足ということで前回流下断面不足ということですが、流下能力不足と

いう形で名称を変更させて頂いております。それから正式名称で本事業は生活貯水池整備事業という形で正式名称を入れさせてもらいまして、進捗率は全体事業費 110 億円に対しという形で文章を修正してございます。以上です。

竹内部会長

ここまでは一応字句修正っていう、もう一度見直して精査して字句修正を分かりやすくしたり、間違った所を直したということになりますけどよろしいでしょうか。はい、どうぞ。吉川委員さん。

吉川（達）委員

お聞きしたいのは今の 2 ページの下から 3 行目、なお本事業の括弧の生活貯水池整備事業、小規模っていうのは入らいのか。その所確認をさせて頂きたいと思います。

事務局（新家企画員）

入らないそうです。

竹内部会長

よろしいですか。他はよろしいでしょうか。先に進みまして 3 ページ目を。

事務局（新家企画員）

3 ページ目です。(2) 利水でございまして、1714m<sup>3</sup>/日と書いてございまして前回 1814 と書いてございまして、単純に数字のミスでございます。ですので 1714 に訂正してございます。それから 4 箇所の井戸水源に依存していると書いてございましたが、賄っているというふうに修正してございます。それからその下の平成 15 年には最大給水量を 1750m<sup>3</sup>/日、水源取水量を 1850m<sup>3</sup>/日としており、このうち郷土沢ダムから 1000m<sup>3</sup>/日、他の 4 箇所の井戸水から 850m<sup>3</sup>/日取水し、硝酸・亜硝酸性窒素が検出されている井戸水から取水量を減らす計画としている。これは前回の硝酸・亜硝酸の文章をですね、前段に書いてございましたけども文章がいまいち明確ではございませんでしたもので整理させて頂きました。農業用水、郷土沢川の合流点から天竜川の合流点までの芦部川にということで、前回は下流から順に書いてはございましたけれども、河川の場合上流から明記した方が良いということで、郷土沢川の合流点から天竜川の合流点までの芦部川にということで修正してございます。それから低地の水田ということで、これは底部という形で書いてございましたものですから、低部という表現では分かりづらいものですから低地という形で修正してございます。それから水田等への供給と書いてございました。それだけでは意味が若干分かりづらいということで、用水供給分はという形で明確にさせて頂いております。それから残りは山間部の農地、前回は残りは山間部となりと書いてありまして、文章が若干おかしかったということの中で農地というものを入れさせてもらっております。それからかんがい用であり、現在これらは全てというふうに文章を繋げております。それから 3 番の地下水でございまして、水田地帯に掘られた井戸となっているということで、前回井戸を掘って水源としているということで

したもので、分かりやすく水田地帯に掘られた井戸となっているというふうに修正してごさいます。それから家用の井戸を所有していると、この所有が使用とごさいますが全部が全部使用しているかこの部会では分からなかった。ただ井戸はあるということでご理解頂いておると認識しておりますので、所有という形にさせて頂きました。それから硝酸・亜硝酸性窒素の値が高いものも検出されているということで、高いそれではよく分かりません。基準値を超える井戸ということで分かりやすく表現させて頂いております。それから基準値内であるがという文章でございましたが、基準値を満足しているかと修正してごさいます。それから森林の方でございしますが、前回の方は保安林率 62%内 100%がということで、内容が同じですけども 62%で全てが水源涵養保安林となっていると。それから現在からなんですけども、森林の持つ災害防止機能は十分に発揮している。また森林の状況の違いにより渇水期には芦部川より郷土沢川の水量が安定していると言われていたということで、松島信幸委員の方から実は自然環境のところでも明記して頂くような意見書を頂きましたけども、やはり森林の状況によって芦部川と郷土沢川の水量の違いが出ていると、部会の中で議論がありますのでこの森林の所に付け加えさせて頂いております。それから 4 ページの自然環境の方は、現在までの調査では営巣・繁殖は確認されていないというところでごさいますけども、これにつきましては部会の環境自然の調査のところでも書いてございました通り直させて頂いております。それからミヤマトサミズキが確認されていると書いてございましたもので、これは流域で確認されていると付け加えさせて頂いております。以上でございします。

竹内部会長

それでは 3 ページから 4 ページの頭の (5) まで、いわゆる利水、地下水、森林、自然環境、はいどうぞ。

吉川 (達) 委員

3 ページの (3) の地下水の欄の下から 2 行目、アンダーライン引いてあります満足しているという言葉が、これからお子さんを作る方また若い子育ての人達からしてみればとてもこの基準値ギリギリの数値でありますので、満足という言葉は当てはまらないわけでして、前回の基準値内という形の方が良いような気がいたしますがいかがでしょうか。それともう一つ、4 ページの (5) の自然環境、ミヤマトサミズキおかげさまに北限というようなことが言われておりますが、この地帯も非常に群生という位しっかりありますし、他の地にも村内にはあるわけでして何か本当尊いものだというような感じでここの印象が強く、それによって本当尊い自然がダムによって破壊されちゃうんだというような印象が強く感じますけども、勿論村の指定文化財にはなっておりますがそこらの印象というものがいかがでしょうかと、前にもそういうような書き方だったと思うわけですけども。個人的にはそんな気がいたします。でありますのでミヤマトサミズキが北限というような形で方々にもあるんだけれど、ここが北限なんだよというような書き方の方が良いのかなという感じをもっておりますがお聞きをしたいと思っております。

竹内部会長

始めのものは満足しているじゃなくて、基準値を満たしているがでいいですか。それからその

次のミヤマトサミズキについて何かご意見頂きたいと思いますが、はい、どうぞ。

松島（信）委員

これは環境の所で私は強調したんですけども、だから今の村長さんの言い方だと自然環境というところでミヤマトサミズキが豊丘村にはあっちこっちにあるんだから、ここにあるといことでもってこれを読んだ人がこの自然環境が非常に重要だということで、それをダムによって破壊してしまうというようにとられるのは良くないと、こういうような見解に受け取れたんですね。私はそういうふうには言ってるんじゃないんです。たまたまミヤマトサミズキというのは一つの事例として挙げているんであって、あの自然環境というものの重要さを本当に理解してほしいなということ強調しているんですね。豊丘村の中でああいうような自然環境を維持している所はそのダム計画地が最も典型的なんだから、これをなんで破壊するのかっていうことを強調しておるんですから、この言葉じりでそういうことを理解するっていうことはそもそも自然環境ってのは何ぞやっていうことを全く理解が私とは大きく違うということになってしまう。

竹内部会長

ですから両論併記になっているもんですから相容れない所があるもので、表現が両方でこれがこうだっていって。

吉川（達）委員

大変有難い気持ちだと思いますのでこれで結構です。

竹内部会長

他にございますか。はい川野委員さん。

川野委員

もう一度この部会が始まった時にちょっと質問して私なりにちょっとまだ確認が取れてなかった気がしますので、記憶違いだったら申し訳ありませんが3ページの3の地下水の所の井戸の北部簡易水道世帯の約半分という数値を、この部会が始まった時に果たしてこれだけ高い数値の井戸があるのかどうかという質問をした記憶があるんですが、そのときに村長さんは半分の数字はこれはちょっと違うんじゃないかっていう答弁を頂いてそのままのような気がしています。それで現在村で確認が取れている井戸は、この水道世帯の約50%になっているかどうかのもう一度確認をお願い致します。

吉川（達）委員

確かにそういう経過もありました。会議終了後も担当の方とも話し合っってはみたわけですけども、これは横井戸の勿論飲料水として使ってない、以前の組合で使っておったのがそのままあったりしてということで、地区によるとほとんどそういうものを使っておる所も地域によってはありまして、結果として半分近いものがあるのかなというそういう認識を担当とは認識を持ち合

ったわけですが、これはどうだったかな。

森田豊丘村環境課長

実際に掘った井戸、横穴とか縦井戸とかそういうものを何軒の方が持っているという確認は出来ませんでした。ただ只今村長が言いましたように、地区によっては全戸で昔の旧の水道をそのまま家庭へ引いておると、そういう家庭がございます。木門水道とか林原水道とかそういうのが昔からあったものが残っておるといふところがありましたので、結果として水道以外の水源を使っておる家庭は約半分くらいあるんじゃないかと、そういうことで我々は村長と話をしたというわけでありまして。そういうような話をした結果でございます。

竹内部会長

一応議事録とかを見て作ってはあります、おおよその経過は。それでも疑問に思ったことはどんどん聞いてもらって結構ですから。よろしいですか。他には。じゃあ3ページ、4ページの頭の自然環境までよろしゅうございますか。こういうことで行くということでもよろしゅうございますか。それではちょうど3時ですので10分程休憩いたします。3時10分再開ということをお願いしたいと思います。

< 休 憩 > ( 1 5 : 0 0 ~ 1 5 : 1 0 )

田中治水・利水検討室長

それでは休憩前に続きまして審議の方をお願いしたいと思います。部会長お願いしたいと思います。

竹内部会長

それでは再開いたします。4ページの審議内容と論点の検証の前書きと(1)上水道計画までお願いいたします。

新家治水・利水検討室企画員

これからの修正箇所は短い所といいますか文書の流れ等で若干修正したところは省略させていただきます。よろしく願いいたします。大きな変更の所だけご説明いたします。4ページにつきましては認可計画平成15年度という形で前回ございました。最大給水量1750という事を明確にさせていただく為に数字を入れさせていただいております。それから5ページでございます。一番目の内容が各務原市の事例を部会の中で検証なりを致しました。その辺の明確な言い回しが出来ませんでしたので、アンダーラインで表記しております。硝酸・亜硝酸性窒素に汚染された地下水の水質改善はということで明確にさせて頂くために追加させて頂いております。それから、番のダムを建設した場合にということでございます。前回ここには処分場という形のみ書いてございました。地区の名前と、処分場は一般廃棄物最終処分場ということでございますので明確にするために追加してございます。

竹内部会長

ありがとうございました。ここは松島信幸委員から寄せられた意見を参考にして修正致しております訳ですけど、いかがですか。

松島（信）委員

については、各務原レベルは過去の事であって、現在環境省で一番力を入れている事は全国的に地下水汚染でもっとも深刻なのは、硝酸・亜硝酸性窒素であるという事を私の方で報告書の形で部会へ発表させて頂きました。そういう様な表現とはちょっと程遠いかなと思います。

竹内部会長

各務原市の例に基づいてこの については先程説明のように判断したということに一応なっておりますが、ですから検証段階ということをだろろうという認識なんじゃないかという意味なんです。更にこれからそういう地下に関する地下の硝酸・亜硝酸性窒素の除去に係るもっと積極的に検証された場合には導入すべきであると、こういう事なんですけども。まずいですかそういう表現では。

松島（信）委員

検証はどんどん進んでいてとにかく環境汚染の中で硝酸・亜硝酸性窒素汚染対策は最も緊急対策という事が環境省の部局でちゃんと正式に述べているんですから、そういう事が報告書に書いてあります。

竹内部会長

松島委員から寄せられた中にはですから積極的な対応策が検証され汚染された地下水の除去対策が実施されたというふうに、どっちかという検証されたという表現があったもんですから、こういう事に留めたという事なんです。改善するとすれば汚染された地下水の水質改善は全国でも環境省などで力が入れられておりとかいうものなら良いという表現、そういう事でよろしいですか。それで良ければそういう事にさせていただきます。よろしいですか。もう一度いいますがその後の汚染された地下水の水質改善は環境省等で力が入れられており。

松島（信）委員

具体的な方法が確立された場合はと書いてあるんですが、その場合はではなくて具体的な方法が実行されているわけですから。

竹内部会長

今までの論議の中で実行されたというのは。はいどうぞ。

吉川（明）委員

現実に動いている設備がありますので、この表現はそれより以前の事を言っている訳ですから、現実に動いている確認がこの前されていますよね。何処何処の町という、現実に運用している。

竹内部会長

それと違って地下の、ですから各務原市の例のことをこの場では言っているんですが。

吉川（明）委員

であるとすれば、各務原市のという初期段階での検討の中で各務原市の内容が検討されたという表現を入れないと初期の段階をと語るんであれば初期の段階の各務原という表現をしないとその後前回は論議になった最終的にB案C案に出てくるような部分が現実の後で出てきますけどもあくまでも初期にはこういう内容で検討されていて最終段階では既にそういう物が確認されていてB案C案に反映しているわけですから、もし初期という表現をするならば明確にした方がいいと思います。または の項にB案C案に反映してきた具体的なものがこの場で検討してきた訳ですから、表現するとすれば、初期とB案C案の部分を明確にした方がいいんじゃないかと思えます。

竹内部会長

はいどうぞ。

松島（信）委員

具体的方法が確立された場合は取り入れる事というのは確かに各務原の実態が報告された時の結論だったと思います。これに対して最終部会に近かった部会だったと思うんですけども実際に長崎県などでは複数の自治体で除去が稼動していると、それからまだ市販されていないけども静岡県を中心にしてもうちょっと安上がりで簡便な施設ももう既に成功してるという事を報告したと思います。ですから、これはもう各務原市の時点よりも非常に早いスピードで全国的に問題になった結果、多くの企業が地下水の除去施設に対して色々な装置が開発されてきているというそういう様な現状ですから確立された場合では非常に不十分だということです。

竹内部会長

はいどうぞ。

松岡委員

地下水全体の汚染状況の話とそれから飲料水用の井戸、個々の井戸の亜硝酸性窒素の濃度が高くないところの除去の話と一緒にしちゃうからそういう事になるのかなと、それを亜硝酸性窒素の濃度が高い井戸の飲用水の亜硝酸性窒素の除去に関してはもう代替案の方で盛り込んであるんですよね、設備として。それは各務原の方法ではなくて一番新しいのをやっている訳ですよね。そういう事を言うのであれば一つの中で言うのではなくて、これは地下水全体の話であって、もう一つはそういう亜硝酸性窒素で濃度の高い飲用に使っている井戸の除去に関してはそういう方

法だと、分けて書けばごちゃごちゃしないですっきりして今の議論も終るんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

竹内部会長

私の整理もちょっと誤解してまして申し訳ないです。ですから私の場合、前段に除去施設のことは除去できる施設が実働している事が判明し全国の箇所を検証したというように入ったものですから結論のところでもっと誤解してまして、ですからこの を地下そのものの汚染とだから各務原と分けて記載をすると、いうふうにさせて頂いてよろしいですか。一応実働されている事が認識されたという事が前段にありますのでそれにつきましては取り入れる事を検討する必要があるということでしょうか。

松島（信）委員

そうすると今の後半の部分は何処に書いてあるんですか。

竹内部会長

後半というのは前文の所にあるんですよ。その前のページに戻っちゃうんですけど、それと代替案に入ってるので私勘違いしてますけども。(1)の上水道計画の下の方に検証の経過の中に。それをあるからいいと思ってたんで、ですから審議した結果を二つに分けて入れるということで、そういうふうに整理させて頂くと。ですから のところと 、ですから地下井戸水だけではなくてこの部会の審議は将来地下そのものの汚染対策を将来検証するべきという意見が出てくるわけです。それはそれで当然そういう事なんです。それがですから なんです。もうちょっとこれを分かりやすく井戸水と区別して記載をして、もう一つ項を起こしてというふうにさせて頂いてよろしいでしょうか。誤解ない文章を作りますのでそういう事で一任させて頂くということでもよろしいでしょうか。廃棄物は地名に変えさせて頂いたという事でご了解いただきたいと思えます。それでは(2)の洪水対策についてお願いいたします。

新家治水・利水検討室企画員

洪水対策でございます。36災害は概ね200年の確率規模という事で確率規模を追加しております。それからハザードマップはというのは正式名称は洪水ハザードマップというのが正しいという事で洪水という事を追加しております。洪水対策については以上です。

竹内部会長

これは字句修正という事なんですけどよろしゅうございますか。それでは次に6ページ一括してお願いいたします。

新家治水・利水検討室企画員

6ページ、土砂流出抑制策でございますが。松島信行委員から意見がございましてその意見を基に下線部の部分を追加してございます。以上でございます。森林でございます。森林につきま

しては 1 番、当初一定の効果があるとだけしか書いてございませんものですから、治水・利水面ということで追加させて頂いております。それから 2 番を常に把握する体制が必要であるという形で修正している部分がございます。それから(5)番の基本高水流量でございますけども、これも先程と同じように確率規模を追加しております。以上です。

竹内部会長

字句修正と松島委員からの提言に基づいて修正をさせて頂いたということですが、ご意見をお願い致します。松島委員さんからかなり長文が出たんですけど、整合性の関係でそれを盛り込みながら、だいたい入ったかなという感じはしているんですけど。よろしいですか。他にはよろしいですか。それでは7ページ一括してお願いします。

新家治水・利水検討室企画員

(6)自然環境保全でございますが、豊かでありというところを豊かな個所という形で書いてございまして、豊かでありと修正してございます。それから建設による負荷、これはやはり環境という言葉をつけ加えさせて頂いております。それから7番、8番飛ばしまして、9番につきましては正式名称を長野県公共事業評価監視委員会また下段の方で、10番その他、次のページですけどそこでもまた出てきておりますので(以下「評価監視委員会」という)ということで以下書きにもつけ加えさせて頂いております。このページは以上です。

竹内部会長

8ページの10その他までお願いします。

新家治水・利水検討室企画員

その他でございます。また、基礎岩盤はダム建設に支障がないとの見解が示されたということで、議事録から部会の中で審議があったということで、表記させて頂いております。以上です。

竹内部会長

以上ですがいかがでしょうか。よろしいですか。無ければ先に進めます。

新家治水・利水検討室企画員

4番、対策案(1)基本条件のところでございます。河川改修や護岸改修と、護岸改修をこれは追加してございます。それから(2)の対策案のA案、これはダムによる案ということで河川改修にだけに(現計画)と書いてございました。これでは紛らわしいものですからこれは多目的ダムと河川改修が現計画でございますので、一緒に含ませてもらって表示をさせて頂いております。9ページもよろしいですか。9ページでございます。B案のダムによらない案の河川改修(嵩上げ)と書いてございまして、これは一部引堤の部分がございますんで追加して一部引堤というのを追加させて頂いております。それから、このうち前回応急的な河川改修が必要ということで、これは部会の審議でもございました通り、その背後地の土地利用状況を緩和して改修計画を審議いた

しておりましたものですから、背後地の土地利用状況等を緩和してということで付け加えてございます。それから 一番のC案のところ、治水につきましてはB案と同じ内容を書いてございましたから、B案と同様にするというで修正してございます。それから 一番、主な利点と欠点でございます。A案のダムによる案の中に、異常な、これは多量のということで、多量といいますか異常時のときの、洪水時の異常な土砂流出ということでございました。ですからそういう形で直させて頂いております。同様にB案においてもそうでございます。それからB案の北部簡易水道への連結についてはということで、これは明確にするために新たに虻川の既得水利権者という形で修正してございます。それから申し訳ございません。A案の一番最後に、湯水時の安定した河川維持流量の確保としか前回明記しておりませんでしたもので、追加としましてかんがい用水への補給を追加してございます。以上です。

竹内部会長

それでは対策案につきまして何かございますか。はいどうぞ。

松島（信）委員

最初に質問した所と関連しているんですけど、例えば(2)のB案の一番最後、(3)のC案の一番最後、つまりダムによらない利水案の中の最後のところで、全ての井戸に硝酸・亜硝酸性窒素の除去施設を設置すると、こういうことはB案、C案を言った中では一言も言ってないんですね。何故そんな言ってないことを書くんですか。

竹内部会長

ですから書くんでしょかって言うんじゃないかってどうしたら良かって事で言ってもらえば、それで皆さんの意見を聞いて決めていきますので。

松島（信）委員

だから必要な井戸ってということでしょうね。全ての井戸が右肩上がりについておるわけじゃないんですから。右肩上がりについていない井戸までやるような表現があったら、これ非常に誤解を招くと思います。豊丘村全体がおかしくなっちゃってるっていうわけでしょ。そんなわけじゃないんですから。

竹内部会長

皆様からご意見いかがでしょう。はいどうぞ、丸山委員さん。

丸山委員

その話は先程役場の堀本さんからの話がありましたけど、現在の状況が右肩上がりの傾向に全体に井戸があるというようなお話の推定のもとでそういう出し方をして頂いたっていうのは覚えているんですけども、私も基本的にはこの全部に手を挙げておいた方が良いのか、現在の緊急性の部分の強調するような形にして良いのかっていうことは、やはり皆さんの判断で考えていくべ

きことだと思えます。ただ私個人としてはやっぱりこの全ての井戸にっていう形の表現というのはちょっと今そぐわないかなと気がしておりますので、やはり必要に応じてといったような表現の方が何か今の状況を表すには自然のような気がします。ただそうなってくると当然裏の費用等についてもかなりどういった表現していくかっていうことにもつながっていく部分だと思えますので、そこら辺の難しさっていうものも当然出てくるかもしれませんが、この方向の中ではいずれにしてもそのB案、C案っていう形の中では住民負担はかなり大きいっていうことは書いていただいているわけですので、その辺の所に対する県なりの応援等についてのお願い部分というか、村として是非出しておきたい部分っていう所をもうちょっと強調するような形にすれば良いのかなっていうようなそんな気がしますので。

竹内部会長

よろしいですか。他にはよろしいですか。松岡委員さん。

松岡委員

どれが必要かというのを決めるに当たってはですね、やはりある程度ものさしを出しておかないと財政ワーキングではこれとこれが必要だからじゃあこれっていう話になりにくいので、例えば量的なものに関してはどこどこは何年先のことをかなりきっちり予測しておりますよね。で、水質でもそういう線形で予測するのかどうか分かりませんが、例えば何年先のあれから給水量これだって決めたんであればそれと同じくらいの年月くらいの間の安全性ですか、確保されるようなというような予測を立てておいても悪くはないかと。未来永劫かどうかは分かりませんが、ある程度のものさしを示しておかないときっと財政ワーキングからクレームがつくんじゃないかと、出しようがないじゃないと言われてしまうんで、ある程度ものさしですか、目安を提示してもらえばそれはそれで私はいいいと思うんですがどうでしょうか。

竹内部会長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

先程も豊丘村の地下水の汚染が右肩上がりだというような言い方をされると、まあされたんでそういうくったような言い方があるとですね村全体がそうなっちゃうよというように知らない人は誤解を受けるんです。この間相当年月ですね、その数値ははっきり村の方では測定されておるんですから、ある時は上がって、ある時は下がったりっていうようになっている井戸もあるので全部が右肩上がりじゃないことは確かなんだからそういう実態をはっきりしておかないと、これは村のためにも良くないと思うんですよね。だからそういう資料を村の方から出してもらえばはっきりそれはどの井戸は別に右肩上がりじゃないよっていうことが分かるわけですね。

竹内部会長

今、松島先生が言っているのは要するに今までの資料に基づいて右肩上がりっていう説明があ

って、このグラフも出まして審議した経過があります。それで第13回に出した資料に基づいて試算をすると全部っていう話になるわけです。ですから財政ワーキングは当然それに基づいて試算をしたということなんです。ですからそれに対して今ここで必要に応じてというような、じゃあ必要箇所は何処ですかとこうなっちゃうわけです。ですからその辺の所がちょっと正直申し上げて検討委員会ありますけども、またいろいろごたごたと言ってしまうということになってしまうので、その言っていることは分かりますけど、ですから最終的な場面の中でどうするのかということをおっしゃられたと思うんですけど、じゃあ何処と何処なんですか当面ってことに絞るのか絞らないのかと、そうするとそれと同時に財政ワーキングの方がやったら100年のものもダムが堆砂容量の関係で100年だっていう話があったものですから、100年のものも集計したんですよ。ですが100年の間にじゃあ見ていくと数字が固定されてないで今後汚染される可能性もあるなっていうと、例えば全部なのか8割なのかっていうのは試算が逆に出来なくなるっていう部分もありますよね。ですからその目安としてどうなのかという。だから私は全てでなくても出来れば全ての井戸ってというのは修正してもそれは良いんですが、いわゆるこの前出した試算に基づいて、但しその説明欄に1基については先程1億5000万円当面となれば、全部の場合はこうですが当面の場合はこうですよというふうにしておいて頂ければ有難いと。そうでないとちょっとまたここを全部修正しなければいけないっていうことで、だから判断が出来るようにしとくということではいかがでしょう。表現は変えるとしても。そういうふうにしておいてもらえると大変この場面では一人立ちさせるっていうことではなくて助かるんですけど。一応審議の経過がそうだったということですから。そんなふうでどうでしょう。

そういうことでよろしければ表現を必要に応じてということでもよろしいですか。他にご意見はございますか。吉川村長さん、その辺いかがですか。何かもしありましたら。

吉川(達)委員

この4つの井戸がある内、1つ河野第2水源の天竜川に近い方の井戸については、どうしても硝酸性窒素が上がっている状態、右肩上がりになっている。それから田村についても林についても右肩上がりということになりますと、硝酸性窒素が高いということ、それは先程も申したんですがやはり河川水に比べて非常に規定内にはありますけども高いわけでありまして、将来いつこれが規定を外れて、あるいは規定ギリギリに上がってくるか分からないということでもありますので、現在の所は当然これから数年先を読むということになりますので、覚悟とすれば全部に除去装置をつけるということは覚悟をしなければならないのかなというそういうことを思っております。河川水でうすめるということになれば良いんですけども、全部を地下水でということになりますと是非全ての井戸にこの除去装置が必要ではないか。その装置の費用については実用化され普及してくれば当然松島先生の言うように、安く施設整備が出来るということもあろうかと思いますが、現在の場合にはやはり何処と何処をということにはならないんじゃないかと私地元とすればそのようにお願いしたいと思っております。

竹内部会長

意見が割れちゃったんですが、はいどうぞ松島さん。

松島（信）委員

それは地元がやることですから地元の意見優先で良いんですけども、認識としては実態とその地元の要望とがそこで食い違っているというそういう認識をするということでもありますので、地元がやることですから地元がそう言うのだったらそれに反対するっていうそういうつもりでは言っておるのではないんですけど、実際に部会で議論してきたことの本当の一番肝心な所がそういうところで薄められていくのも、これも地元の要望ですから致し方が無いかなと思いますので、そういうことも含んで理解しておきたいと思います。これは意見であります。

竹内部会長

どうですかね。その実態に応じてということはどうですか。村長さん、実態に応じて。

吉川（達）委員

現実的に整備するということになりますとお金も掛かりますので、実態に応じてということに当然なろうかと思いますが、実態に応じてという場合に財政計画が立つのかどうかということになるわけでありまして、ダムでも10年先ということになりますので少なくとも10年以上先を見た場合にはやはりこの状況、やはり地下水、環境問題については取り組んで当然いかなければならないわけですが、その思うようになるのかなという心配を非常に強く持つものでありますから、是非これから先の施設整備ということになりますので実態に応じてということになりますと、ちょっとそのところで今この将来の利水計画ということを考えておる段階ではどうも私としてはねちょっと物足りないという気がするわけです。

竹内部会長

分りました。川野委員さん。

川野委員

私も先程からずっとお聞きしていてこの除去施設を例えば村で1基、1億5000万掛かるから1基付けようっていう場合は、この村の中の一番汚染度の数値の高い所へ付けるっていう感覚で皆さんは話をしているわけですか。例えば国の許容基準が10という数字で、それが8もあれば9もあるわけですね、豊丘の場合。それで一番高いものだけに付けてじゃあその2番目、3番目でもかなり右肩上がりの高い数値になっているわけです。それは周りの喬木村それから高森、松川から比べたら全て数値が高いわけです。そこはとりあえず付けなくても一番高い数値の井戸へ除去施設を付けるっていうそういう感覚で話をしているわけです。線をどこに引くかっていうのは全てが除去施設を付けたいような水質だと私はそういうふうに認識しておりますので、1基一番高い所だけへとりあえず付けて除去すれば、それで解決っていうそういう方法は非常に危険な考えだと思います。

竹内部会長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

代替案としてこういうのが出てきておるわけです。だからダム案の中にはそういう除去施設そのものは考えていないっていうか、そんなに大きく取り扱っていない。で、ダムによらない利水案っていうのを、この部会特別委員の中では少数ですよ。その中で出しとる意見としては今私が言っておるように緊急性の高い所からやっていくべきであると。それで、河野の第1水源だっと思いますがあれ緊急性ないんですから、そこまでやる必要ないと。そういうことでダムの無いという利水代替案として出しておるわけですからね。川野さんみたいにダムによる利水案というそういう事だったら汚染された井戸は配置するということになりますからね。だからその所の区別で物を言っておるのです。豊丘村の利水という将来計画のために物を言っているのではない。ですからそういうことを入れるんだったら、ダム案の中に入れてもいいと思います。

竹内部会長

はい、川野委員さん。

川野委員

汚染された水を除去する、私はその観点で物を言っているわけですけども。その平均が全て豊丘の水は高いわけですよ、硝酸性窒素の。じゃあ除去施設の案を丸山委員さんが出したと思うんですが、それは丸山委員さんはダムなしの場合、虻川からの取水とそれと今現在汚染されている井戸を、除去施設を使ってきれいにして利用していくと。そこから出てきていると思うんですけど、それじゃその除去施設を何処に付けるかっていう、その線引きのことを言ったつもりですけど。9なら付ける、8くらいなら付けなくてもいいっていう、そういうことかどうかって言うことで。一番高い値の所へとりあえず除去施設を付けるっていう考えかってどうかっていうことです。

竹内部会長

はい、松島委員さん。

松島（信）委員

このB案それからC案の文章見てください。全ての井戸について書いてあるでしょ。だからこのB案やC案を提案している中では全ての井戸に硝酸性窒素の除去施設を付ける。付ける必要ないということを部会でも言ってきたわけですよ。ですからそういう意味でこの全てという言葉はあまり実態を表してないよということを申し上げてるんです。

竹内部会長

はい、丸山委員さん。

丸山委員

先程もこの話をやった時も話をしたんですけども、どういう言い方をしたら一番良いのかちょっと今考えながら話をしてるんですけども、全てダムの話にしても、このB案、C案というような形にしても今までこの中で話をしてきた中で、変な言い方ですけどもある意味想像の枠をどうしても出ない形での話だとは思ってます。基本的にB案、C案っていうのはダムに頼らないでいかに河川水なり今ある井戸水、それから新しく良い物があるとすればそういったものも利用するっていう過程の中で、どうやって水をやりくりするか、そういう話をしていたわけですので、私はやはりこういったものをあげる時のその手法っていう部分もあるのかもしれませんが、こういった全ての井戸に設置するっていうものの言い方っていうのはやはり決めつけちゃったような形の中の言葉のようにどうしても聞こえて、最初に読まして頂いた時も一番ちょっと気になった所がやはりこの部分だったので、先程部長さんが言われたような実情に応じてっていうような事で財政の費用の方については1箇所このくらいで今の段階で全部という形になれば、こういう形になるくらいの表現にしておけば良いのではないかなという、そんな気が今しております。全てのっていう表現にはやっぱりちょっと抵抗が私にありますし、ただ先程川野委員さんが言われたように、じゃあ何mgだったら造るのか造らんのかっていうことは、それはやはりここで判断してあそこの井戸は今こうだから何年後にはこれだけになって、だから止めましようとか除去施設を付けましようとか、そんな話っていうのはやっぱり出来る問題ではないと思いますので、あくまでも私はB案、C案っていうものはダムによらないで蛇川なり、それから今の既存の井戸それから新規の井戸等利用して合理的にそのダムなしという条件の中で考えられる一番良い道をやっぱり探していくっていうことが基本だと思いますので、やはり今の段階で全部駄目になる、駄目にならないっていう決めつけたようなこの文章の表現というのは、やはりちょっと抵抗があるかなという気が私はしました。ですから先程言ったような表現を使っただけだと有難いかなっていう気がします。

竹内部会長

分かりました。これは確かに代替案としての案という意味でいくと、今新たに説明されたとおりの趣旨だということですから、必要によりとか実態に応じてということだろうと私も思います。今いろいろ意見ありましたけども、そんなふうにとまとめさせてよろしいですか。必要に応じてよろしいですか。では両方とも、B案、C案共に必要に応じて硝酸・亜硝酸性窒素を除去する施設を設置するということにさせていただきます。他にございますか。はいどうぞ、丸山委員。

丸山委員

前の時はちょっとあまり気がつかなかったんですけども、このA案の治水の方の関係がこのA案が現計画っていう形で挙げてありますので、治水については多目的ダム+河川改修で、治水については恒久的な河川改修っていうような形になっているんですけども、同時に提出するB案、C案っていうものが応急的な河川改修っていう形で嵩上げと一部引堤っていうような形の中で考えているのに対して、その現計画でいくっていうことは引堤が中心だというような事で、距離的には少なくなるんですけども単純に考えると応急的なものよりはかなりお金が掛かると。それから

変な言い方ですけども、B案、C案で応急的な河川改修でやるのにダムを造ってピークカットをする方の河川改修の方にお金を掛けていくっていう考え方はちょっと不自然かなっていう気がするんですけども。その辺はいかがでしょう。

竹内部会長

はいどうぞ。吉川委員。

吉川（明）委員

私も今丸山さんのおっしゃられた部分、ちょっと気がつかなくていたんですけど、確かにこのA案の対策案のところ恒久という言葉と、それからB案の安価で応急的なという表現があるんですけども、現実違う工法を取るのかっていう部分については特にA案の中のダム案の場合の河川改修の工法については、標準的な工法を取るっていう話は最初に説明はあったんですけども、応急的という言葉と恒久的という言葉では、じゃあ応急処置という言葉のその意味合いがですね、何か違う感じに取れちゃうんですね。ですから恒久的という言葉も応急的という言葉も無くて良いような私は気がするんです。単純に引堤による河川改修を行う。またはB案ですと安価な河川改修っていうそういう表現の方が感情が入らなくて良いと思うんです。どうでしょう。恒久と応急は受ける印象が違おうと思いますし、現実違うことをやるわけですよ。ただ、であるとすれば恒久的と応急的っていうのが違おうとすればですね、違う表現で出しておかないと今までの部分が違ってくると思うんですよね。

竹内部会長

ちょっとその点確認になるんですけど、ずっと部会でやってますのもう一度ちょっとその辺の説明を頂けますか。ダムの場合とその応急的というものの違いを。はいどうぞ。

下田飯田建設事務所長

違いと言いますと、流れる流量とかそういうものは変えてございません。ただ、河川改修する時に勾配等のある程度、流速が悪さをしますんで流速を一定に抑えるために恒久的と我々が呼んでいるのはそこも含めて、縦断修正も含めて流速も抑えた中で、それだから断面が広がり、それでお金が掛かるっていうのが恒久対策と言ってます。応急対策と言うのはこの部会で求められまして、流下能力だけ求めれば、それで足りるとすればいくらになるという、そういうことを頂いたんでそれに基づいて計画を立てたのが応急対策とここでは呼んでいると思いますが。そういう違いです。

竹内部会長

要するに、始めにはダム計画があって認可されているんで、例えばそれをダムとセットでやる場合には事業費が付いて来ると。したがって本格的に改修しましょうと。ダムなしでやった時にじゃあ引堤単独だけでいけるのかどうかっていう問題はまたこれは別問題で、例えばおそらくそれはいくら提案してみても先々いつてしまいますと、まず出来ないでしょうと、基本的に、他と

比較した場合に。そうするとやはり早期に出来るには安価でいわゆる悪い所を直して流下能力が無い所をとりあえずやりましょうと、基本高水下げないで。それだったら例えば国の補助金もらわなくても金額が例えば低ければ、国だっていけないと言わないんで県の単独事業でいけるんじゃないかと。そうすると早く出来るでしょうと。こういう意味だと私は解釈しているんですよ。それでそういう応急的ということなんで。だから例えばそれに対して分かりやすくするのであればB案について例えば例にとっていくと、家屋等の移転を極力無くすよう早期改修が出来るよう安価で応急的な河川改修っていうふうなふうに例えば入れてもいい、そういうことだと私は思うんですよ。おそらくダム中止してそれを入れておこうといっても、おそらくダムの場合は付いてくるから、例えばダム以外の場合にはもうおそらく他を並べると何でここだけ単独河川改修やるのっていう話になっちゃって、おそらく出来ないんじゃないかと思うんです。そういう論議だと思うんです。その方が分かりやすいのかな。どんなものでしょう。そういう意味なんだと私は解釈していますけど。そういうことでなから良いんですよ。どうぞ、丸山委員さん。

#### 丸山委員

部会長さんの言われることもよく説明すれば分かるんですけども、先程言ったように付いてくるから恒久的なものでいくのかっていうような部分の話になっちゃうかと思うんですけども、基本的にこの部会の中であそこの河川改修については治水という点で考えた時に、応急的な河川改修で何とかいけるんじゃないかっていうようなそんな流れの中にいたような気がするんですけども、それを考えると治水って言ったときにそのダムが無いものは応急的にやるのに、ダムをやってある程度流量を調節出来るのであるのに恒久的なものにお金を掛けてくっていうその表現をするのがちょっと何か矛盾するんじゃないかなっていうような感じが私はするんですけども。共通認識として治水をないがしろにするっていうことではないんですけども、やはり利水っていう点で何とかダムをと言う声とダムじゃなくて地下水だ表流水だっていう形でいろいろ論議してきたわけですので、そういった中で治水のことについてはやはり応急的なものでとにかく緊急度があって早くやってもらいたいんだっていうような意味合いの意見の方が私はこの部会の中では多かったような気がするんで、その部分は3案統一されても良いんじゃないのかなって気がするんですけども。それで、仮にダムということでセットになるっていう話になったとしても、応急的で良いから早くやってくれと、そんな言い方は変なんですけどね。

#### 竹内部会長

ダム計画の場合にですね、河川改修の方はいわゆるここで言っている応急案というのとセットっていうのは有り得るんですか。

#### 松岡委員

今ご相談なさっているんでちょっと合の手で。前の河川課長さんの時に、ここはあそこだけで、これはこっち側だけこういうふうに直してとか、危ない所だけちょっとこうやってみようとかですね、そういうつぎはぎの河川改修で国庫補助つきますかっていう話で聞いたら、知っている限りではそういう例は無いなというお答えを今の課長さんの前の課長さんの時に一回質問して、

そんなつぎはぎの河川改修で国庫補助っていうのはあまり聞いたことが無いという返事を皆さん覚えておられるかどうか分かりませんが、そのくらいの差はあるんじゃないかっていうことです。応急と恒久の違いの間の中には、はい、すいませんでした。合いの手終わりです。

下田飯田建設事務所長

部会としての提案は今丸山委員さんのお話でも一向に構わないと思います。ただダムを造る時は下流の河川状況も然るべき場所といたしますか国土交通省の方でセットされます。だからそこに提出する河川計画はある基準に則ったものでないとチェックが入りますんで受け取ってもらえないということですが、ただ受け取ってもらえないけど下流の河川改修がセットになって予算が必ずしもつくという担保は無いんでそれは後の交渉ごとになりますが、ただ部会の案としての提案としては構わないとは思いますが。

竹内部会長

現実的な手法とするといろんなことが有り得ると思うんですけども、表現としてこうなっているということで。後の方でもちょっと出てきますけど、その部分はね。ダムを造る場合であっても応急的な箇所はやるようにとかいろんな表現も出てきますけど、ここの所はそんなことで勘弁しといてくれると非常に有難いんですが。いかがでしょう。よろしいですか。松島委員さん。

松島（信）委員

公聴会にいく前に、9ページの(3)から後のことは今議論されたんでしょうか。ちょっとお聞きするんですけども、9ページの所のA案、ダムによる案という所で、これでこういう報告書を出すということであれば、特に私がダムによる案を提案しておるわけじゃないので良いんですけども、この特別委員の方で何人かの方はダムによる案を強力に推進されていたのでその方達に確認だけしておきたいんですけども。例えば洪水時の異常な土砂流出又は流木の防御という事とか、その下に観光拠点としてダム貯水池が活用されると入れておいても良いのでしょうか。

竹内部会長

いかがですか。どういう意味だかもうちちょっと言って頂いて、答えるのに。

松島（信）委員

質問の意図はですね、こういうのは全体のバランスからするとあんまりバランス感覚の無い意見ですから良いのでしょうかという確認ですがね。

竹内部会長

これは今まで出されたメリット、デメリットということでただ掲げさせて頂いていまして、ですから数もですねそれぞれ皆ばらついているわけじゃなくて、出た意見を両方ただ並列して出しているということだけなんです。良いですか。先進んでもよろしいですか。それでは公聴会。

新家治水・利水検討室企画員

10 ページの公聴会でございます。松島信幸委員の方から意見としまして、公聴会におきましてダムによらない対応を求める意見が半数以上公述されたというのをまとめのところに入れてほしいという意見が参りました。公聴会というところがございますのでその辺を明確にするために人数も入れて、それから整理させたものでございます。以上です。

竹内部会長

事実経過をですから補強したということになります。よろしいでしょうか。それでは先に進めます。では 11 ページ以降、まとめの所をお願いします。

新家治水・利水検討室企画員

11 ページまとめ(1)の費用比較でございます。100 年間(ダムで確保している堆砂容量と同じ 100 年間で算出期間と仮定した場合)ということで前回の文章の表現が 100 年換算の場合についてはということで非常に分かりづらいということがありまして、財政ワーキングの報告と同様のような明記の仕方をさせて頂いております。それが A 案。それから B 案、C 案とも同様でございます。以上です。

竹内部会長

ここでのご意見でございますでしょうか。費用比較。はい、丸山委員。

丸山委員

先程話をしましたその B 案、C 案のところに合わせてような形で、こちらもどういう表現がいいかあれなんですけども、必要に応じてっていうような形を入れるっていうわけでしたね、先程ね。そうなればこちらもそれに見合ったようなことで利用者負担の場合も最大これだけになるとか、最小にも入れた方が良いのかどうか、それは最小の基準が無いので、最大でこれだけあるっていうような表現にするか、61 億円であるがそれは最大の数字で除去施設等の必要量により変動があるっていう位の事を入れておいた方が良いのか、具体的に。そんな所を修正して頂ければと思います。最後の利水者負担だけでなしに全ての数字の所にそういう形で入れておかなきゃっていうことです。B 案と C 案については。

竹内部会長

お聞きしときますけど、必要に応じという部分を何箇所とか、さっきは概要で言ったんですけど、入れるのかどうか。どんなものでしょう。だから既にオーバーしている所には付けなさいという意味でよろしいんですか。そこだけちょっと確認しておきたいんですが。数字上もし何かいろんなことが出てきたときに。一つのデータとして答えられる部分で。1 基いくらっていうことだけでよろしいですか。

吉川(明)委員

B案とC案については先程の最大値、最小0で最大がこの数字っていう、例えば61億ですとか80億っていう数字が最大値として考えられるわけですね。その辺の表現を例えば(1)費用比較ですか、この2行がありますけど、このとおりであるの後に、なおB案、C案については必要に応じてという部分の説明を入れて最大の金額を示してあるという表現を入れたらどうでしょう。

竹内部会長

一番下ですね。課題で(2)の下のところへ。

吉川(明)委員

何処がいいかはっきりまだまとまらないんですけど、課題の中に入れるとそうするとわかり易いかもしれませんね。

竹内部会長

よろしいですか。もしよければそういうふうにまとめさせていただきます。他には、それでは課題について。

新家治水・利水検討室企画員

12ページからの課題ですが、12ページの次の13ページでございます。中段部分に県へ水利権許可を申請している段階であり、虻川の水量の一部を北部簡易水道に転用するにあたり、水道実施計画の変更とともに水利権許可を得る必要があるということで、今現在の事実と、それから南部簡易水道の水道認可の変更が必要になると、それから水利権も必要になるということを明記させて頂いております。それから浄化によって生成された廃棄物の処理ということで、前文の方は廃棄物処理というふうになっていたわけですが、これにつきましてはもう少し明確にした方が良いでしょう。その中で浄化によって生成された廃棄物の処理という表現にさせて頂いております。以上です。

竹内部会長

ご意見ございますか。課題です。はい、どうぞ川野委員さん。

川野委員

13ページの一番上から、応急的な河川改修案は県の財政が緊迫している状況の中であっても、優先的かつ早急に建設着手ができるよう、早急になって言葉が入る割りには県に期待するというこの期待っていうのはそもそも大体が裏切られるというニュアンスがその裏腹にはありますので、この期待するという言葉は、早急にという前に言葉が入っている割りにはちょっときれいすぎる言葉のような気がしますので、今言葉が浮かびませんが期待するっていうよりはもう少し緊迫度を持った言葉が入ればと思います。

竹内部会長

はい、どうぞ。

松岡委員

そこから2、3行下にですね、財政支援を強く望んでいるって書いてあるから強く望むとかにしたらどうでしょう。同じですか。

竹内部会長

何かありますか。はい。

吉川（明）委員

やっぱり期待する。待っているんじゃなくて取りに行くっていう感じで要望するとか要請するとかいう、きちっとした言葉の方が表現出来ると思いますので、強い言葉、着手できるように県に要望する、要請するという言葉が良いと思いますがいかがでしょう。

竹内部会長

状況の中であっても、これは代替案ですから、ダムによらない案のくんだりですから。どうぞ丸山委員。

丸山委員

やはり河川改修については、地元の人達に出て来て頂いて話を聞いた時なんかでもやっぱり早くやって欲しいということが一番だったかと思います。それで今回の計画が拳がった時にようやく出来るんだなっていう気持ちでおられた方たちが、いろいろな諸々のことでこういった形になっているわけですので、その人たちの声を代弁するのであれば早急に建設着手が出来ることを信じているとか。

竹内部会長

前のダムによる案の一番最後は、速やかに実施すべきであると書いてあるんですね。合わしたらどうでしょう。優先的かつ速やかに実施すべきであると。どうですか、合わせるっていうのは。ダムによる案とダムによらない案を較差つけているようではいけないので。速やかに実施すべきであると。それで良いですか。他には。無ければ先に進みますけど。課題の所よろしいですか。それではまとめていきます。

新家治水・利水検討室企画員

単純なミスなんですが12ページの上から5行目に、についてはダム建設に関わる利水者負担金及び新設施設費、これは削除して頂きたいと思います。それから同様にウのC案、ダムによらない案も同様でございまして、C案の4行目に同じくについてはダム建設とありますが、削除をダム建設に関わる利水者負担金及び新設施設費を削除お願い致します。これ全然別のフレーズに入っております。

竹内部会長

単純な間違いということですね。まとめについて私の方から申し上げます。これ昨日慌ててやったものですから前の文章の整合性がおかしかったものですから意味がよく分からないもので、まとめました。要するに文章上の整理、前後しますけど、前のやつを組替えましてまとめました。それで肝心の点はですね、最終的に部会の中ではダムによる治水対策案を指示する委員は半数以上おり、一方ダムによらない利水対策ということで前のやつはちょっとごちゃごちゃしちゃって分かんなかったもので、次の文章と一緒にしちゃったものですから、でしかし検討を行ったけれども対策案の一本化を図る事が出来なかったということで整理を致しました。それからその次にしたがって本部会ではいわゆる2案を報告することになったというふうにしておきました。その次にその2案を報告するという、両論併記になった背景には何があるのかということで、いわゆるダムに替わるB案については虻川から取水し、南部簡易水道と北部簡易水道を連結する場合の水利権の問題、あるいはB案、C案ともに除去施設で対応することへの不安、C案での水源の可能性や将来水源枯渇の不安、村の財政負担への課題など部会として明確にまだ判断出来ない部分もあったんですけど、それはこの事実経過だけだと思います。それからさらに汚染されている水道水源は飲料水に適するよう基準値内に除去施設いわゆる汚染物質を除去すれば良いのではないかという考えがあるけれども、本部会ではダムによらないいかなる方法を駆使しても郷土沢川の水を飲みたいという村民の率直な意見もあるということをごここにいたしました。前に一番前段にあったんですけどもここにしまして、しかしこれについては農業用水からの確保の問題もあり具体的な対策を講じるまでには至らなかった経過があると。これについて代替案を検討したんですけどもなかなか見えてこないということです。こうした経過を踏まえてこの前出しました手法の問題として住民投票やアンケートなどの手法により、村民の民意で判断すべきである。この住民投票の実施にあたっては村が行うべきで県としては結論を出す前にこうした手法を尊重し協力を、何かちょっと弱かったもので協力すべきであるというように修正したらどうかということで直しました。それから特にこの場合、村の財政負担、新規水源となる井戸ということで、ちょっと前のものは分かりにくかったので具体的に井戸や除去施設の可能性ということを入れて、県が村と協力のもと明確にした上で行う必要があるということで加えました。あとは一応字句修正ということになりますが、一応文章、前分かりにくかったものですから整理させて頂いたということになります。以上がまとめの変更ということですが、皆さんからご意見を頂きたいと思っております。はいどうぞ。

松島（貞）委員

冒頭の住民投票の事で少し意見を言ったわけですが、要はですね何を言いたかったのかといいますと、この表現でいいと思うんですが、利水の話は水道事業者である豊丘村の責任であるので、そういう観点で利水対策、郷土沢ダムの云々ではなくて利水対策をどういう方法を取るかというそういう点を県と充分協議しながら何を問うか明確にしてやるべきであるというふうにごこの文章を読むんですが、そういうような捉え方で考えて頂くということで、とかく郷土沢ダムばかりでなく他のダムも含めてダム建設の是非を問うというような形の住民投票

についてはこれは郷土沢川だけでなく長野県全体の問題であって、もう少しこの住民投票がどうあるべきかという点についてはちょっと理解されるまでに時間が掛かるのではないかっていうふうに思っておる所でございますので、そういうふうに解釈して読みました。

竹内部会長

想定していました創意工夫を凝らしてと先程お話ししたんですが、難しさがあると思います、確かに。いずれにしてもこの住民投票実施に当たって村が行うべきであり、県としては結論を出す前にこうした手法を協力し尊重すべきであるというふうに入れてあるのは、いわゆる上のところに掛かってますに率直に郷土沢川の水を飲みたいとかあるいは水道に対して水利権が絡んだり、あるいは井戸水がどこに出るかということもまだ不明確な部分がございます。それから村の財政負担はどうだということも県との協議が不十分な所もあります。ですからそういうことを明確にした上でいわゆるどういう投票の方法があるのかも含めて、村の意見も尊重してやって欲しいと。それには住民投票やアンケートをやる場合であっても特にその場合は村の財政負担、それから新規水源となる井戸や除去施設の可能性、それから県が村と協力の下明確にした上で行う必要がある。ですからはっきりとこういう大胆な代替案を2案とか3案にするんじゃなくて、こういうもので調べた結果、これなら出来ますよというものが県との財政協議その他村とやった上でなければ判断出来ないでしょうと、基本的に住民投票自体も意向としてね。そういうことを一応前提に作ってある。だから県も一緒にやって下さいよという意味なんです。判断をする場合は、はいどうぞ。

吉川（達）委員

今のことであります。その場合に県で財政支援が出来るという判断はいつつくのかどうか。それと県の検討委員会の結論との時期的なズレ、ズレと言っては申し訳ないんですが検討委員会での結論、また改修案での県の財政支援での結論、その時期は今の見通しはどんなふうでしょうか。

竹内部会長

他の委員さんもおいでですのでまた補足して頂きたいと思いますが、一応次回25日の委員会でこれを報告致します。で、その上にたっっていわゆる今度検討委員会として正式にいつ答申するのかと、どういう中身をもって答申するのかと、また検討委員会としての答申をまとめるには他のと一緒にやるのか、あるいは起草委員会を作ってやるのか、その辺の論議がされるということで、いずれにしても時期的には任期は6月ですから全体の流れの中からはいきますと、3月末までには大体の方向を出そうじゃないかっていうことの論議がされているということです。あと県の方の話は、ですから検討委員会の結論がどうなるか分かりませんが、それに基づいて知事がまた判断を下して行くということになるんですが、ちょっとその程度しか答えられませんね。ですからそういう一連の中でいきますと、だからあえて私は財政負担や新規水源となる井戸やその除去の可能性について県が村と協議の下明確にした上ってというのはあえて入れておいた方が良いのではないかなという意味で入れさせて頂いたってことです。はいどうぞ。

吉川（達）委員

昨日の上川部会の新聞報道によりますと、代替案ということで全会一致で決まったようですが、それに対する財政的な裏づけというものはほとんど無いように不明確であるというように私はあの記事では理解したわけですが、私共とすればそれではとてもこの県財政の厳しい中で約束をされないのじゃないかという心配が強いものですからあえてお聞きしますし、やはり検討委員会でもそこらの見通しが立った段階、また国の国土交通省の基本姿勢が立った段階で是非結論付けて欲しいなと私は特にお願いをしたいと思います。

竹内部会長

文章上何か入れるという、何かここ直したら良いとか、こうしたら良いというような。

吉川（達）委員

内容については私は良いと思うんですけども、特に先程のこの財政支援を速やかに実施すべきであるという字句をそれぞれ代替案、B案、C案について入れて頂いておりますので、そこらを強調して約束して頂ければそれで良いのではないかと思います。

竹内部会長

分かりました。他にはございましょうか。はいどうぞ、小林委員さん。

小林委員

いよいよですね、これが報告ということで郷土沢川部会へこれが上げられると思うんですけどね。それでこれから村でアンケートなり住民投票なりをして、それで協議会等作って請願法に基づいて署名運動等やって何とかダムを造ってもらいたいと、こういうようなことを仮に持ち上げた場合に、どんどんこれからの部会は進んでいくわけですね。そうするとタイミング的にいくら地元でアンケートなり住民投票なりでダムを造ってもらいたいというような結論が出て、郷土沢川部会がどんどん進んで結論が出てしまえば、そのタイミングというか、ザ・エンドっていうか終わりっていうか、郷土沢川部会が終わった所へ住民投票やアンケートなんか持っていても全然意味が無いんじゃないかと思うんですけども、その点はいかがなものでしょうか。

竹内部会長

この報告書の組み立ては今まで論議した経過に基づきまして、いずれにしても両論併記にならざるを得ない。その中でどうしたら良いのかという所の中にいわゆる途中でアンケートや住民投票によって意向を確認する方法もあるんじゃないかと。いわゆるアンケートっていう事になると途中でこの部会の中で、途中で出ましたからじゃあ出来るのかどうかと。それが逆にアンケート自体が見えているかどうかという話もあるんですけども、そうするとただ両論併記で出しても逆にいうと村の財政負担の問題とか、それからまだ判断出来ない問題幾つか残りました。課題として。そういうものがまだ明らかにならない中で全てが決まってしまって良いのかという思いも一定の定義にあるだろうと。したがってなお且つダムは止めても郷土沢川の水を飲みたいという意

見もあった。ですからそれについては行政、村そういうところで、この基本的な考えは、基本的に行政、村で基本的に県とですね、じゃあ今後どういう方向へ出すかについては検討委員会もそれはいろいろ方向を出さざる得ないわけですけど、実施にあたってはとにかくその手法も、住民投票なりアンケートの手法も含めてやって下さいよと、それだけのことなんです、これは。ですから今後の出た方向を部会としてもそういう意味ではそういう形の中で出したっていう、決定する手法として、そういう意味です、あくまで。審議とすれば両論併記だったわけです。ですからその手法をあえてこういうこともありますよということで盛り込んだと。出来ればこうして検討して頂きたいと。という組み立てであるということ。そこまでしかちょっと今のところ言いようが無いと思うんですけども。はいどうぞ、川野委員さん。

川野委員

県として結論を出す前って、この県としての結論っていうのは田中知事の最終判断っていう捉え方で良いのでしょうか。

竹内部会長

そういうことです。県ですから。県の責任者は知事ですから。ですから問題は検討委員会自体がこれと同じような文面で謄写して出すかということが当面問題になるんだろうと思います。部会長とすれば出来るだけこういうことを尊重してやってもらうっていうことで発言をしたいと思っていますけど。他にはございますか。はい、丸山委員さんどうぞ。

丸山委員

住民投票であるとかアンケートっていう形の、今小林委員さんが言われたその時期の問題とかどういう段取りを踏むのかっていうことを考えていくと大変難しいことだと思うんですけども、結局ダムによろうがよらまいが水をどうするかっていうことはどっちにしても、どういう結論出されても、豊丘村はそれに沿った形で進まざる得なくなることだと思います。そうなった時にB案、C案っていうものが先程来、表現の問題で私たちも言わせて頂いたんですけども、基本的にB案、C案っていうものが間違いなく住民負担が今の段階では大きく掛かるっていうことは明確なことで、途中で私も提案してすぐ潰れたんですけども利水専用ダムっていう形っていうものも、結局は今の現況の制度の中では住民負担が大きすぎるということで潰れてしまったわけですけども、B案、C案も単純に考えるとそうなんですけれども、これからの水質改善の可能性、それから今あるまだそこそこ良い状態を保っている井戸が今のままでいてくれるか、そういったものの可能性も含めて、さっき言った最大値の費用よりも少ない部分で出来る可能性も持っているっていうようなことで、そういったものも含めて県なりがやはりはっきりとした数字的なもので、こういった稼働しているものについて例えば長野県で入れるとしたらこういった形でこんな制度を考えればこういった応援が出来るから、この程度の住民負担でいけますよっていうようなものも示して頂かないと住民投票するにしてもアンケートするにしても、結局はその判断材料っていうものが無くて単純にダムがあった方が良く、無かった方が良くうちの感じの捉え方でしか判断出来ないと思いますので、いずれにしてもやはり具体的に結構B案、C案っていうものは絞って

きた部分もあるかと思いますので、そういったこともしっかり考えて頂いて、こういった形にするのであればダムなしでもこういった制度を作ることによってこういうふうに出来ますよっていうふうなこととか、ダムは造らないけどもこんな応援も出来ませんというようなことではなくて、少なくとも私たちが最初に考えていたそのダムが出来たらこういうようになるっていったことに、住民にとっての負担が大きくならざるを得ない部分は感じてはいますけども、当初思っていたよりもまるっきり違った水道料金に跳ね上がってしまったとか、そんなことにならないような説明責任だけはしっかりやっぱり果たして頂きたいなと。その上で住民が判断できるような答えを是非出して頂きたいと思います。

竹内部会長  
はいどうぞ。

松島（貞）委員

このまとめを全体読んだ印象で、今の意見と関連して私の印象を述べるんですが、今例えば村で住民によってダム建設するというようなことで、そういう住民運動起こそうってというような意見もありましたが、例えば子供未来センターを県の事業で凍結したいと、で南箕輪村の皆さんが住民投票をやってあれは続けて絶対造らなきゃいけないという結論を例え出したとしてもですね、そのことが県がやるべき事業、例えば村がやるべき事業もそうなんだけれども、その時の時間の経過とか環境の変化とかトップの考え方でいるんなもので変化するものがいっぱいあるわけです。そういうことになるときに子供未来センターという判断を県の事業、南箕輪村だけで我々県民として判断しなくてその事だけで良いのかって問題になってくるわけでごさいます、これは豊丘村の事業でなくて県がやる仕事であってたまたま県民としてのと、豊丘村のやる事業なんだけれども県の事業で、決めるのは県なんですよ。県が決めることなんですよ。そういう点で県が決めることなんだけども充分地元の意見を反映するという、この治水・利水検討委員会を中心になって作られた竹内部会長の精一杯の地元意見を尊重するというまとめになっておるといふうに私は思っております。そのために地元の意見とは何かとって住民投票の話が出て私がこだわっているのは、何を住民に問うのかという所が恐らくダムを造る造らないという話の住民投票をやるような、今そういう長野県であり、そういう環境であるかということ考えた時には、ダムを造るかとか造らないかという住民投票をしているそういう政治のレベルではないわけですよ。じゃあ何をどうするかといったときに非常に難しくなってしまうんで、非常に難しいんだろうと。ただでも豊丘の皆さんが郷土沢川を水を飲みたいという意見があるとしたら十分尊重して検討委員会も検討せよ、県も検討せよということを含めてまとめてくれると思うんで、そういう要望を聞きながら豊丘村は豊丘村としてここに書いてある通りの治水・利水対策協議会みたいなものを造りながら検討していく必要かもしれませんが、そこから上の判断につきましてはこれはもう検討委員会また県の知事の判断で決めていかれるので、それに向けてはどういう関わりをもっていくかはまさに豊丘村の課題だと思っております、だからダムを造るかということだけにこだわっておったんでは、解決しないということは考えておく必要があると思っております。だからまとめは非常に部会長のA、B、C案いずれかをとれという案ではなく、それを含めて住民

の意見を尊重しようという事でございますので、その辺をご理解を頂いて、こういうまとめ方で、後はこの条例に基づく部会ではなくて地元の治水・利水対策協議会等で検討して頂いて要望を出して頂くというような手法になるのではないかと考えております。

竹内部会長

他によろしいですか。いずれにしても住民投票とアンケートというのは言われているようにレベルが違うし同列視するものではないですが、ただ3案であっては住民投票というのは基本的に馴染まない。ところが3案あるわけです。要はダムによらない案であっても一本になっていないわけです。いらなくてもという意見も。いずれにしてもそれはここで決める事ではなくて、両論併記、具体化できなかった訳ですから、村と県が話し合っただけで最終的な県の判断で行うということになります。利水については村の判断という事で行いますが、ただ発端がダム中止ということから来ていますから基本的に県にも責任があるわけですし、その辺はしっかりとここで限界があったものについて当然それは一つの結論を出したとしても、この間の浅川、砥川のように変わる場合もある訳ですよ。ですから責任ある立場として知事が決める事ですから、それはそれで良いんですが、ただ決める場合にしっかりと決めて頂きたい。それから豊丘村を尊重して決めて頂きたい。こういう主旨であることをご理解いただきたいと思います。一応出来ればそんな主旨で私がもうちょっと付け加えさせていただければ、下の方の、特にその場合、村の財政負担、新規水源となる井戸や除去施設の可能性について、県が村と協力のもと早急に明確にした上で行う必要があるとかそういうふうに入れておいて頂ければ大変ありがたいと思います。早急にと。住民投票を早急にやれという意味でも取れるようですけども、とにかく可能性について早急に行えというようにも取れますので、そこしか入れる所がないので、早急にと入れて頂ければ大変ありがたいと思います。いずれにしても住民投票する場合には一本に絞らなければだめです。いずれにしてもね。結論は一つしかない訳です。最終的には。複合案であっても対策案になるわけですから。他によろしいですか。どうぞ。

新家治水・利水検討室企画員

申し訳ございません。先程の12ページを開いて頂きたいんですが、必要な部分まで削除してしましまして申し訳ございません。新施設費は残しておいて頂きたいと思っております。新施設費は先程削除いたしましたがおままだ残して頂まして、削除するのはダム建設に係わる利水者負担金及びでございますので、それは下のC案についても同様でございます。

竹内部会長

では訂正をお願いいたします。よろしいですか。では最後に全体を通して何かお気づきの点がございませうでしょうか。どうぞ。

吉川(達)委員

最後ということでありまして。私は地元の村長としても特別委員という事で参加をさせて頂きましてありがとうございました。本当にそれぞれ頂いたご意見についてこの地域をという様なこと

で、また一つには財政の事も点的な全体的な事も考えてのご意見であったという事で、この豊丘村で全て15回にわたる開催にお忙しいところをご出席いただき本当にありがたかったと思います。一つこれからは部会ではこういう事でまとまりましたけれども、また検討委員の皆さんに特にお願いしたいのは、やはりさっき松島村長さんの方からも言われましたが、私どもは地元として子供未来センターと同列にはこのプロジェクトについて考えておらないという事を申し上げたいと思いますし、そういう観点でこの検討委員会にもいいまとめが出来るように心からお願いしたいところでございます。私どもも色々と段取り不足、力不足で不十分な部分があった事はお詫びをしたいと思います、これからは精一杯地域の皆さんが安心をして毎日暮らしていけるような基盤整備を精一杯取り組んでまいりたいと思いますので、引き続いてよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました

竹内部会長

その他何かございますか。先程こちらに一任された事も修正部分がございます。今日出されたことを尊重して修正部分については、部会長に一任して頂いて、検討委員会に報告させていただくと。皆さん方には同時に送るということになってしまうと思うんですけども、えらい問題が内容に致しますので、一つご理解いただければありがたいと思ひます。よろしいですか。はいどうぞ。

吉川（明）委員

今ここで修正等々加わった分については25日時点でしょうか、それより前になるのでしょうか。私どもに見さしていただく活字のものが出来るのでしょうか。

竹内部会長

ちょっと実務的に24日が角間川部会でありまして25日が検討委員会なんですよ。角間川の担当もダブっておりましてそんな事もありまして物理的には一緒にやるようになるのではないかと思います。打合せをしてやるもんで時間が角間川部会は丸一日やっている状況ですから、かなり追い詰められています正直言って。22、23も私用が有るもんですから打合せが24日になってしまうんです。まあ信用頂くしかないんじゃないかと思ひますけども。はいどうぞ。

松島（貞）委員

地元の吉川村長のご意見があったんで私、一番大事な前回欠席したので大変申し訳なく思っておるんですが、今の検討委員会に託されたことで我々また検討する訳でございますが、吉川委員の我々に期待した事はこういうふうに考えればよろしいですか。A案、B案、C案3通り併記で報告されてこのA案、B案、C案はいずれがどうこうではなくてそれぞれA案、B案、C案とも順位がなくて同列の同じ意味を持った案であると。どの案が採用されても十分検討のし甲斐があって、ここの豊丘村の村民が十分納得出来る様な施策を頑張って作ってくれとこういう解釈でしておけばよろしいでしょうか。

吉川（達）委員

そうではないわけでございます、先程から申しておりますように住民投票という事にも意味が深いわけでございます。それぞれの委員の皆様にご判断して頂きたいと。同列という事では私はありません。お願いいたします。

竹内部会長

基本的に複合案っていうのは転結のやつは水利権が絡んでいるんですね。だからその辺のところっていうのはすぐ結論がすぐ出せるかというと、水利権がいいという事になれば複合的の案も浮上してくるんだけども。その辺もよく絞ってもらわないとできないというのが今の所の状況じゃないかと思えます。

松島（貞）委員

この間新聞を見られた方は分かると思うんですが、黒沢ダムの話で、三郷村が農業用水から違法取水を30年しておるという報道がされて、私はそういう考えはおかしいっていうことを信毎に投書したけども過激な文章だったので採用されなかったんだけど、慣行水利権をどう考えていくというのがあって、それは県に許認可権があるということはこの間私も始めて知ったんですが、許認可権が県にあって県はただ、というのは今私どもが担当で水利権をどう考えるかという話を若干している訳ですが、県は許認可を与える立場であるので水利権の事についてはとやかく言わないと。そういう様なスタンスみたいなんだけども、これですね慣行水利権ということの本当に皆で話し合って権利を主張するだけでは、黒沢川みたいな話は解決しないと思っております。それでこれからの方向としては慣行水利権という問題をどう考えていくのかこれは今回私も初めて知ったんですが、長野県全体というか河川を考えていく上で、非常に重要な話で今までどおりの考え方で本当に良いのかどうかという事を今思っております、是非その辺の所は、例えば郷土沢川の水を飲むという時に本当に少しだけの取水のための水を止めて農業用水を使っている人も理解しながらそういう水を水道水として使えるかということを実際に考えていかないといつまで経ってもこういう問題は解決しないということ黒沢川の例で感じておりますのでせつかくの機会でございますのでこれからの水という視点で水利権の問題も是非豊丘村のように論議された地域から水利権の問題をこういうように考えていこうという様な新たな考え方を考えるようなそういう村に先進的な発進できる様な考え方になっていってくればありがたいというお願いをしておきたいと思えます。

竹内部会長

ちょうど5時のチャイムが鳴っておりますので、この辺で終わりにしたいと思います、今日の会議を通じまして、延べこの部会15回とそれから公聴会1回ということで他にも地元の特例委員の皆さんを中心として何度も現地調査をやって頂いたり、本当に大変な思いで今日皆さん方のご努力を頂く中で両論併記ではありますけども一定の方向を出す事が出来ました。すばらしい報告案を作ってくださいました。この間の委員の皆様方のご苦勞に感謝申し上げますと共に、両論併記故に先程住民投票という話もございましたけども、これから逆に豊丘における利水対策が特

に問われていくということになる訳です。今まで行ってきた審議を元にそれをより有益な方向に是非生かして頂きたいとお願いすると同時に私ども検討委員としてもこの部会の審議にございました内容を生かせるように努力してまいりたいという風に考えております。また今日ここにおいででの検討委員会の皆様方にもその事を私からもお願いさせていく次第でございます。それぞれ幹事の皆様方にもあるいは豊丘村の皆さん方にも本当にたくさんの資料提出から始まりまして、その都度長い会議にずっと参加頂きまして、その都度色々発言も頂き、また活発にお互いに論議のやり取りが出来たということで皆様方に心から御礼をする次第でございます。また、傍聴して頂いた方も熱心にずっと来ていた方もおいででございます、この間ずっと見守って頂いたこと、心から感謝をする次第でございます。これまでの皆様方大変な検討された思いに心から部会長として感謝を申し上げまして最後のご挨拶ということにさせて頂きたいと思っております。大変どうもありがとうございました。

< 終 了 > ( 1 6 : 5 5 )